

法曹人口及び法科大学院の在り方に関する具体的提案

平成26年3月18日

九州弁護士会連合会

司法制度改革に伴う法曹人口及び法曹養成に関する問題については、平成23年5月より法曹養成に関するフォーラムで検討が行われ、同年8月31日に第一次取りまとめ（概要）が、平成24年5月24日に論点整理（最終取りまとめ）が発表され、平成24年8月からは法曹養成制度関係閣僚会議の下に設置された法曹養成制度検討会議で検討が行われてきた。

当連合会は、これまで、法曹養成制度検討会議での検討に関して、次の声明及び意見を発してきた。

平成24年11月20日	第4回法曹養成制度検討会議に関する声明
平成24年12月19日	第6回法曹養成制度検討会議に関する声明
平成25年1月16日	第7回法曹養成制度検討会議に関する声明
平成25年1月18日	第8回法曹養成制度検討会議に関する声明
平成25年2月25日	第10回法曹養成制度検討会議に関する声明
平成25年5月13日	パブリックコメント（「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」について）

法曹養成制度検討会議は平成25年6月25日に最終取りまとめを発表し、同年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議の決定により、政府として講ずべき措置の内容及び時期が示され、関係閣僚会議の下に設置された法曹養成制度改革推進室と法曹養成制度改革顧問会議により、2年以内を目処に課題の検討を行うこととされた。

法曹養成制度改革顧問会議は平成25年9月24日に第1回会議が開催された後、本年2月25日に第6回会議が開催され、同3月27日に第7回会議の開催が予定されている。

法曹人口の在り方については、法曹養成制度改革推進室より示されたスケジュールによると、本年5月より調査を開始して平成27年3月に調査結果を取りまとめ、平成27年4月より法曹養成制度改革顧問会議で議論が開始されることとなっている。

法科大学院の在り方については、法曹養成制度改革関係閣僚会議決定では、文部科学省等による施策の進展状況等を見つつ、一定期間内に組織見直しが進まないときは、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとし、法的措置の具体的な制度の在り方について閣僚会議において2年以内に検討し

結論を得るとする。そして、平成25年11月19日に文部科学省より「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」が発表され、本格的には平成27年度からの公的支援見直し強化策が実施される予定とされている。法科大学院に対する法的措置は、この公的支援見直し強化策の進展状況等を見て一定期間内に組織見直しが進まないときに実施されることとなっている。

したがって、現在予定されているスケジュールでは、具体的な施策の実施は、最速で実施するとしても、法曹人口問題については平成28年5月の司法試験から、法科大学院に関する法的措置については平成28年4月の法科大学院入学時からとなる公算が高い。

法曹養成制度改革推進室及び法曹養成制度改革顧問会議では、いまだ法曹人口及び法科大学院の在り方に関する具体的な制度設計は検討すらされておらず、具体的な施策の実施は、さらに先延ばしとなる可能性もある。

しかし、法曹養成に関するフォーラムでの検討が開始されてから既に3年近くが経過している。検討開始にあたり認識されていた法曹志願者数の減少と弁護士就職難等の問題は、問題解決を先送りにしてきたこの3年の間に加速度的に悪化しており、もはや一刻の猶予も許されない危機的状況に陥っている。

当連合会は、更なる問題解決の先送りは、回復が著しく困難となるまでに法曹を崩壊させる結果となることを危惧し、直ちに具体的施策を実施すべきであると考えている。

自民党司法制度調査会の平成25年6月18日付「法曹養成制度についての中間提言」、公明党法曹養成に関するプロジェクトチームの平成25年6月11日付「法曹養成に関する提言」、及び法曹養成と法曹人口を考える国会議員の会の平成25年6月5日付「法曹養成制度と法曹人口増加の抜本的改革に向けて」は、いずれも当連合会と危機感を共有するものであると考える。

当連合会は、平成26年度の司法試験合格者数を1500人以下とすること、法的需要の調査にあたり考慮すべき具体的項目を示すこと、平成27年度から在るべき設置数及び入学定員において適正配置に配慮した法科大学院制度を開始させることを目的として、法曹養成制度改革推進室及び法曹養成制度改革顧問会議において直ちに具体的な制度設計を行うことを促すべく、本提案を行うものである。

公明党法曹養成に関するプロジェクトチーム「法曹養成に関する提言」

法曹人口

- 弊害は、現状の年間司法試験合格者2000人程度でも生じているのであるから、当面の間、合格者数を現状より相当程度抑制し、弊害の解消と制度の安定化を図るべきである。
- 今後の法曹人口の在り方については、司法アクセスの進展状況、法曹の活動領域の拡大状況等の法曹に対する需要の動向と、法科大学院制度の改善や司法修習・継続教育の充実等の法曹養成制度の整備状況を勘案しながら、2年以内に結論を出すべく、関係諸機関で継続的に検討を行い、それを踏まえ、新たな中長期的な数値目標を設定するなどし、その結果を法科大学院の定員と司法試験合格者数に反映させる必要がある。

法科大学院

制度

- 法科大学院の理念を堅持し、法科大学院の教育の質を向上させることを前提としつつも、それだけでなく、法科大学院に入学してしっかり学習すれば、大半は法曹資格を取得できるという見通しを持てる制度とすることが必要である。

定員・設置数

- 司法試験の累積合格率を7～8割にすることを旨とし、実入学者に合わせて定員数の削減を行うとともに、教育状況に課題のある法科大学院の統廃合を進める必要がある。
- 定員削減については、大規模校を含めた法科大学院全体を見渡しての検討が必要である。
- 法的根拠をもった統廃合促進策についても早急に検討を進め、行政指導によって一定期間内に十分な統廃合が進まない場合には、その導入を図る必要がある。

適正配置

- 地方法科大学院の積極的な努力、取組みを受けて、地方法科大学院の教育の質の向上に向けた人的物的な支援策を講ずるべきである。
- 法科大学院の統廃合に際しても、このような地方法科大学院の意義を踏まえた配慮を行うべきである。
- 夜間開講法科大学院の教育の質の向上に向けた人的物的支援策を講ずるべきである。
- 法科大学院の統廃合に際しても、このような夜間開講法科大学院の意義を踏まえた配慮を行うべきである。

法曹養成と法曹人口を考える国会議員の会「法曹養成制度と法曹人口増加の抜本的改革に向けて」

法曹人口

- 現実の需要と、さらには、現実の法曹養成能力を踏まえて、法曹の質を担保する観点から、司法試験合格者数は、1000人以下を目安にする。
- そもそもわが国の法曹需要とは、わが国が目指すべき国家像や隣接法律専門職の活動を勘案して考えられるべきものである。それらの観点に則って法曹の需要を見極めるまでは当面500人以下を目安とするべきである。

法科大学院

制度

- 法科大学院修了者の新司法試験合格率よりも予備試験合格者のそのの方が高くなることが本年も継続した場合は、受験資格制限の撤廃に向かうべきである。
- 法科大学院には多様化をすすめるべきである。司法試験志願者のみならず、合格者や、司法試験そのものとは無関係に法律実務を理解・修得しようとする者など、さまざまな者を対象とした法律実務家教育機関として運用されるべきである。

九州弁護士会連合会・パブリックコメント(概要)

法曹人口

- 早急に年間の司法試験合格者数を1500人以下とし、更なる減員については現実の法的需要を検証しつつ、漸増のペースを適切に調整していくべきである。
- 今後の法的需要の検証については、適切な予算措置を講じた上で日本国が公式に行うに相応しい分析を専門機関に依頼して継続的にを行い、それに応じて司法試験合格者数を決定する常設組織を別途設けるべきである。

法科大学院

制度

- 法科大学院制度を維持し、法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度を維持していくのであれば、法科大学院制度を一から設計し直すくらいの覚悟を示す必要がある。
- 教育の質の確保を最優先し、法曹有資格者の活動領域を拡大させ具体的な法的需要を喚起するだけの質の高い人材の養成するために必要な施策を不退転の決意をもって直ちに断行しなければならない。

定員

- 法科大学院修了を司法試験受験資格の要件とする現行法を維持するのであれば、早急に司法試験合格者数に応じて法科大学院の入学定員を相当数削減する措置を講じるべきである。

適正配置

- 入学定員減員措置を講じるにあたっては、全国適正配置の理念に基づき地方の小規模法科大学院を存続させるための措置も併せて講じるべきである。

自由民主党政務調査会司法制度調査会・法曹養成制度についての中間提言

法曹人口

- 法科大学院修了者の7～8割が司法試験に合格すること、司法研修所において導入的な集合修習を行うこと、実務修習を受け入れる現場も充実した研修が提供可能であることをも考慮した上で適正な司法試験合格者の数を決定すべきであることを提言する。
 - あるべき法曹人口の決定については、10年前に目標として掲げた新司法試験合格者数3000人、実働法曹人口を5万人との数値目標自体を目標とせず、「急激な」法曹人口の増加による弊害等をも踏まえた現実的な方向性を示すべきである。
 - 多くとも500人であるとか、多くとも1000人程度にして一度法曹人口を落ち着かせるべきだという強い意見があったことに留意すべきと考える。他方、改革は緒に就き始めた段階でまだまだ質も量も豊かな法曹人は必要だという意見もあったことにも留意する。
 - ・ 各国にはそれぞれの歴史や文化等の違いがあり、あるべき社会や司法の姿にも当然ながら差があるというべきであって、単純な対人口比何人の法曹人口といった比較論によって制度設計を行うべきではない。また、法曹のみならず、法曹隣接職の法律代理分野での職域の拡大などの諸事情も考慮する必要がある。
 - ・ 引き続き質も量も豊かな法曹人を土台とした司法アクセスと法の支配の強化についてはこの方向性を堅持すべきである。
 - ・ 日本を一部の国で指摘されるような訴訟社会にはしない、という方向性を明確にするとともに、現実に行き起きている訴訟の動向や、国民の法曹関係者に対する認識について今後はこれまでにきちんと調査し、把握していくべきことを提言する。
 - ・ 法曹人口の「急増」による弊害は看過できない事態に陥っているというのが当調査会の認識である。
 - ・ このようなことを放置すれば法曹界への良質な人材供給が途絶えるという結果になりかねないし、現実にもそうなりつつあるというのが当調査会の危惧である。

法科大学院

制度

- (法科大学院は不要であるという) 厳しい意見や視線を重要視しつつも、現段階では原則としては法科大学院を通じた法曹養成プロセスを維持し、むしろその内容やあり方の改善を行う方向性を提言する。

定員・設置数

- 現在の4200名強の定員は過大であるというべきであり、近年の実入学者数を考慮した上で再検討すべきである。
- 司法修習制度の受け入れ可能人数との比較も含めて決定される合格人数との関係において、法科大学院修了者の7～8割程度は最終合格するような考慮も不可欠である。
- 今後2年間において、累積の司法試験合格者数および割合、教育内容、地域バランス等を考慮し、現在文科省が検討している優良校への優遇措置や、人的・財政的支援の削減措置などを強化した上、改善を求める法的措置等により、法科大学院の再編・統合が進むという方向性をしっかりと取るべきことを提言する。
 - 当調査会においては法科大学院数を絞り、予算等の資源を集中すべきであるという意見が多数を占めた。
 - 法科大学院に対する法的措置については、法科大学院認可時の経緯を指摘しつつ、特に私学に対して廃止の強制は困難であるという意見が多かったことにも留意する。

適正配置

- 「地域バランス等を考慮し」と言及

1 今後の法曹人口の在り方	2
1-1 法曹人口の現状	2
1-1-1 法曹人口の推移等	2
1-1-2 弁護士1人当たり国民数	2
1-2 弁護士人口の将来予測（シミュレーション）	4
1-1-1 司法試験合格者数2000人の場合	4
1-2-2 司法試験合格者数1500人の場合	4
1-2-3 司法試験合格者数1000人の場合	4
1-3 法曹志願者数の減少	6
1-3-1 法科大学院志願者数	6
1-3-2 予備試験志願者数	8
1-3-2-1 予備試験受験者数等	8
1-3-2-2 予備試験受験者の内訳	8
1-3-3 旧司法試験における法曹志願者数	10
1-3-4 新司法試験の非法学部出身者の割合	10
1-4 法曹志願者数急減の原因	12
1-4-1 司法試験合格率の低迷	12
1-4-1-1 新司法試験合格率の推移	12
1-4-1-2 法科大学院終了年数別の合格状況	12
1-4-1-3 累積合格率等	12
1-4-2 貸与制への移行	14
1-4-2-1 法科大学院修了後の奨学金借入残高	14
1-4-2-2 司法修習生の生活費等支出額	14
1-4-2-3 司法修習生の貸与申請の状況	14
1-4-2-4 司法制度改革関係予算の推移	16
1-4-3 就職難等に対する不安	18
1-4-3-1 弁護士人口の急増	18
1-4-3-2 未登録者数の増加	18
1-4-3-3 弁護士所得の減少	18
1-5 法的需要	20
1-5-1 法的需要の推移	20
1-5-1-1 需要喚起に向けた取組み	20
1-5-1-2 事件数	22
1-5-1-2-1 全裁判所全事件新受件数	22
1-5-1-2-2 民事第1審通常訴訟新受件数	22
1-5-1-2-3 簡裁調停新受件数	22
1-5-1-2-4 刑事第1審訴訟件数（地裁）	22
1-5-1-2-5 家事新受事件数	22
1-5-1-2-6 その他の訴訟等	22
1-5-1-3 法律相談等	24
1-5-1-4 社会経済基盤	26
1-5-2 法的供給過剰の現状	26
1-5-3 九州の現状	28
1-5-4 需給ギャップの速やかな是正	30
1-5-5-1 公認会計士試験合格者数の推移	30
1-5-5-2 金融庁の対応	30
1-5-5 法的需要の将来予測	32
1-5-5-1 社会経済事情の将来動向	32
1-5-5-1-1 将来推計人口	32
1-5-5-1-2 将来GDP	32
1-5-5-1-3 国・地方の長期債務残高	34

1-5-5-1-4 過疎地対策	36
1-5-5-1-4-1 ゼロ・ワン地区の解消	36
1-5-5-1-4-2 少子高齢化と過疎化の進行	36
1-5-5-1-4-3 コンパクトシティ構想	36
1-5-5-1-5 法教育の発達	38
1-5-5-1-6 紛争予防機能の発達	40
1-5-5-1-7 インフラの発達	42
1-5-5-2 訴訟件数	44
1-5-5-3 活動領域の拡大	46
1-5-5-3-1 基本的視点	46
1-5-5-3-2 企業内弁護士	48
1-5-5-3-3 国・地方公共団体	50
1-5-5-8-4 海外展開	52

2 法科大学院の在り方	54
2-1 法科大学院の現状	54
2-1-1 法科大学院の定員数等	54
2-1-2 募集停止校	54
2-1-3 九州の法科大学院の現状	56
2-1-4 地元出身者比率	56
2-1-5 公的支援の見直しの更なる強化策	58
2-1-6 見直し強化策のあてはめ結果	60
2-2 設置数・定員数の見直しの具体的提案	62
2-2-1 本提案の前提	62
2-2-2 法的措置の具体的内容	64
2-2-2-1 専門職大学院	64
2-2-2-2 専門職大学院と資格試験との関係	64
2-2-3 見直しの際のポイント	66
2-2-4 入学定員の総数（ポイント①）	68
2-2-4-1 累積合格率	68
2-2-4-2 司法試験累積合格率シミュレーション	68
2-2-5 予備試験合格者枠（ポイント②）	70
2-2-6 司法試験累積合格率上位校への配分	72
2-2-6-1 累積合格率上位校	72
2-2-6-2 最大定員150人ルール	72
2-2-7 適正配置	74
2-2-7-1 ブロック別の設置数・定員の分析	74
2-2-7-2 最低ブロック定員枠	76
2-2-8 ブロック最低定員の配分結果	78
2-2-8-1 上位15校ルールの適用結果	78
2-2-8-2 上位10校ルールの適用結果	78

1 今後の法曹人口の在り方

当連合会は、平成 25 年 5 月 13 日付パブリックコメントにおいて次のとおりの提言を行った。

- ・ 早急に年間の司法試験合格者数を 1 5 0 0 人以下とし、更なる減員については現実の法的需要を検証しつつ、漸増のペースを適切に調整していくべきである。
- ・ 今後の法的需要の検証については、適切な予算措置を講じた上で日本国が公式に行うに相応しい分析を専門機関に依頼して継続的に行い、それに応じて司法試験合格者数を決定する常設組織を別途設けるべきである。

本章では、法曹志願者数の急減等の法曹人口問題を取り巻く現状を明らかにし、これまでの法的需要の推移と法的需要の将来予測を検証することで、平成 2 6 年度の司法試験から直ちに合格者を 1500 人以下とすべきことを示すとともに、法曹養成制度改革推進室及び法曹養成制度改革顧問会議において更なる減員について法的需要の将来予測を行うにあたり検討すべき具体的項目を明示する。

1-1 法曹人口の現状

1-1-1 法曹人口の推移等

(法曹人口)

平成 24 年 3 月 31 日現在における法曹人口は、裁判官数 2880 人、検察官数 1810 人、弁護士数 3 万 2134 人の合計 3 万 6824 人となっている。

(過去の推移)

法曹人口は平成 4 年に 1 万 7906 人、平成 14 年に 2 万 2553 人であり、平成 24 年は平成 4 年の 2.06 倍、平成 14 年の 1.63 倍と増加している。特に弁護士数は、平成 4 年 1 万 4704 人、平成 14 年 1 万 8851 人、平成 24 年 3 万 2134 人と推移しており、平成 24 年は、平成 4 年の 2.19 倍、平成 14 年の 1.7 倍となっている。

(隣接法律業種人口)

平成 24 年における隣接法律業種である司法書士、行政書士、税理士、弁理士、社会保険労務士、土地家屋調査士及び不動産鑑定士数は、合計で 20 万 6512 人であり、平成 13 年の 1.2 倍、平成 18 年の 1.09 倍に増加している。

平成 24 年における法曹人口に隣接法律業種人口を合わせた数は、24 万 3336 人であり、平成 13 年の 1.28 倍、平成 18 年の 1.15 倍に増加している。

1-1-2 弁護士 1 人当たり国民数

平成 24 年の日本国人口（10 月 1 日現在総務省統計局概算値）は 1 億 2779 万 9 千人であり、弁護士 1 人当たり国民数は 3977 人、弁護士数と隣接法律業種人口の合計数（23 万 8646 人）1 人当たり国民数は 536 人となっている。

弁護士 1 人当たり国民数は、フランス（弁護士のほか弁理士以外の士業は存在しない。）の弁護士 1 人当たり国民数（1204 人）の 3.3 倍、ドイツ（弁護士のほか税理士・弁理士以外の士業は存在しない。）の弁護士 1 人当たり国民数（525 人）の 7.58 倍となる。もっとも、弁護士数と弁理士数を控除した隣接法律業種人口の合計数（23 万 4191 人）1 人当たり国民数は 546 人でフランスの 0.45 倍と約半数であり、弁護士数と税理士・弁理士数を控除した隣接法律業種人口（16 万 1556 人）1 人当たり国民数は 791 人でドイツの 1.5 倍にとどまる。

1-1-1 法曹人口の推移等

検討会議第10回・資料1

	弁護士	裁判官	検察官	法曹合計						
H04	14,704	2,029	1,173	17,906						
H14	18,851	2,288	1,414	22,553						
H24	32,134	2,880	1,810	36,824						
H04年度比	219	142	154	206						
H14年度比	170	126	128	163						
	司法書士 (認定司法書士)	行政書士	税理士	弁理士	社会保険労務士	土地家屋調査士	不動産鑑定士	隣接合計	総計	
H04	17,075	—	35,024	65,144	4,537	25,325	18,717	6,138	171,960	189,866
H14	18,059	9,242	38,875	69,243	6,695	30,343	18,320	7,086	188,621	211,174
H24	20,670	13,898	42,117	72,635	9,145	36,850	17,328	7,767	206,512	243,336
H04年度比	121	—	120	111	202	146	93	127	120	128
H14年度比	114	150	108	105	137	121	95	110	109	115
アメリカ	×		×	○	○	×	×			
イギリス	×		×	×	○	×	×			
ドイツ	×		×	○	○	×	×			
フランス	×		×	×	○	×	×			

1-1-2 弁護士(+隣接法律業種)1人当たり国民数

弁護士白書2012

2006(H18)	日本	日本+隣接	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
人口	127,756,815	127,756,815	298,410,404	53,045,000	82,501,000	60,863,000
弁護士数	22,056	196,895	1,026,356	103,935	138,131	43,403
1人当国民数	5.792	649	289	510	597	1402

※ 隣接=上記隣接法律業種から弁理士・不動産鑑定士を除く(社会保険労務士・土地家屋調査士は含む。)

2013(H25)	日本	日本+隣接	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
人口	127,515,000	127,515,000	313,914,040	56,100,000	81,843,743	65,585,857
弁護士数	33,682	226,565	1,166,269	130,474	160,894	56,278
1人当国民数	3.786	563	269	430	509	1,165

※ 隣接=上記隣接法律業種から弁理士・不動産鑑定士を除く(社会保険労務士・土地家屋調査士は含む。)

1 今後の法曹人口の在り方

1-2 弁護士人口の将来予測（シミュレーション）

弁護士白書 2013 年版に基づく弁護士人口の将来予測は右頁の表のとおりである（司法試験合格者数 2000 人の場合と 1500 人の場合は弁護士白書 2013 年版のとおりである。1000 人の場合は同前提に基づき独自にシミュレートしたもの）。シミュレーションは以下の前提に基づく。

- ※ 平成 26 年度より司法試験合格者数を 2000 人、1500 人、1000 人にとすると仮定。
- ※ 司法修習修了者の 95% が弁護士登録をすると仮定。
- ※ 43 年前に新規弁護士登録をした者と同数の者が 43 年後に実働法曹でなくなる（死亡、引退）と仮定。
- ※ 2012 年・2013 年の新規法曹資格者数は実数を採用
- ※ 2013 年の新規法曹資格者は前年の司法試験合格者数がすべて新規法曹資格を得ると仮定。
- ※ 隣接法律業種人口（弁理士・不動産鑑定士を除く）は 2012 年の 205,512 人のまま固定されると仮定（独自に追加）。

1-2-1 司法試験合格者数 2000 人の場合

4 年後の 2018（平成 30）年、弁護士数は 4 万 364 人と 4 万人を超え、2012 年の 1.26 倍（8230 人増）となる。この時の弁護士 1 人当たり国民数は 3103 人、隣接法律業種人口（便宜的に 2012 年と同数と仮定）と合わせた数は 24 万 5876 人で 1 人当たり国民数は 509 人となる。

34 年後の 2048（平成 60）年、弁護士数は 7 万 8787 人でピークとなり、その後一旦減少に転じる。

43 年後の 2057（平成 69）年、新規法曹有資格者と法曹でなくなる者が均衡して安定し、弁護士数は 7 万 7489 人となる。弁護士 1 人当たり国民数は 1160 人、隣接法律業種人口（便宜的に 2012 年と同数と仮定）と合わせた数は 28 万 3001 人で 1 人当たり国民数は 318 人となる。

1-2-2 司法試験合格者数 1500 人の場合

9 年後の 2023（平成 35）年、弁護士数は 4 万 2841 人と 4 万人を超え、19 年後の 2033（平成 45）年、弁護士数は 5 万 2460 人と 5 万人を超える。この時の弁護士 1 人当たり国民数は 2851 人、隣接法律業種人口（便宜的に 2012 年と同数と仮定）と合わせた数は 24 万 8353 人で 1 人当たり国民数は 492 人となる。

34 年後の 2048（平成 60）年、弁護士数は 6 万 2159 人でピークとなり、その後一旦減少に転じる。

43 年後の 2057（平成 69）年、新規法曹資格者と法曹でなくなる者が均衡して安定し、弁護士数は 5 万 7064 人となる。弁護士 1 人当たり国民数は 1575 人、隣接法律業種人口（便宜的に 2012 年と同数と仮定）と合わせた数は 26 万 2576 人で 1 人当たり国民数は 342 人となる。

1-2-3 司法試験合格者数 1000 人の場合

弁護士数はなお増加を続け、14 年後の 2038（平成 50）年に 3 万 7490 人でピークとなる。

その後減少に転じ、43 年後の 2057（平成 69）年、新規法曹有資格者と法曹でなくなる者が均衡して安定し、弁護士数は 3 万 2485 人となる。弁護士 1 人当たり国民数は 2766 人、隣接法律業種人口（便宜的に 2012 年と同数と仮定）と合わせた数は 23 万 7997 人で 1 人当たり国民数は 378 人となる。

法曹三者 人口	新規法曹人口 (前年司法試験 合格者)	43年前修 習修了者	弁護士人 口	弁護士増 加数(前年 比)	43年前新 規弁護士 登録者	十隣接法 律業種	国民人口 推計	弁護士1人 当たり国 民数	十隣接法律業 種1人当たり国 民数
------------	---------------------------	---------------	-----------	---------------------	----------------------	-------------	------------	---------------------	-------------------------

1-2-1 司法試験合格者数2000人の場合

2012(H24)	36,824	2,080	516	32,134	2,055	516	237,646	127,515	3,968	537
2013(H25)	38,414	2,102	512	33,600	1,466	531	239,112	127,247	3,787	532
2014(H26)	39,908	2,000	506	34,975	1,375	525	240,487	126,949	3,630	528
2015(H27)	41,413	2,000	495	36,220	1,245	655	241,732	126,597	3,495	524
2016(H28)	42,920	2,000	493	37,598	1,378	522	243,110	126,193	3,356	519
2017(H29)	44,414	2,000	506	39,002	1,404	496	244,514	125,739	3,224	514
2018(H30)	45,871	2,000	543	40,364	1,362	538	245,876	125,236	3,103	509
2023(H35)	53,468	2,000	454	47,591	1,481	419	253,103	122,122	2,566	482
2028(H40)	61,119	2,000	447	54,821	1,473	427	260,333	118,293	2,158	454
2033(H45)	68,780	2,000	489	61,960	1,399	501	267,472	113,970	1,839	426
2038(H50)	76,033	2,000	633	68,958	1,323	577	274,470	109,250	1,584	398
2043(H55)	81,629	2,000	1,530	74,475	550	1,350	279,987	104,253	1,400	372
2048(H60)	86,296	2,000	1,187	78,784	769	1,131	284,296	99,131	1,258	349
2053(H65)	85,613	2,000	2,144	77,912	▲ 201	2,101	283,424	93,993	1,206	332
2054(H66)	85,461	2,000	2,152	77,741	▲ 171	2,071	283,253	92,964	1,196	328
2055(H67)	85,381	2,000	2,080	77,586	▲ 155	2,055	283,098	91,933	1,185	325
2056(H68)	85,279	2,000	2,102	77,489	▲ 97	1,997	283,001	90,901	1,173	321
2057(H69)	85,279	2,000	2,000	77,489	0	1,900	283,001	89,865	1,160	318

1-2-2 司法試験合格者数1500人の場合

2012(H24)	36,824	2,080	516	32,134	2,055	516	237,646	127,515	3,968	537
2013(H25)	38,414	2,102	512	33,600	1,466	531	239,112	127,247	3,787	532
2014(H26)	39,408	1,500	506	34,500	900	525	240,012	126,949	3,680	529
2015(H27)	40,413	1,500	495	35,270	770	655	240,782	126,597	3,589	526
2016(H28)	41,420	1,500	493	36,173	903	522	241,685	126,193	3,489	522
2017(H29)	42,414	1,500	506	37,102	929	496	242,614	125,739	3,389	518
2018(H30)	43,371	1,500	543	37,989	887	538	243,501	125,236	3,297	514
2023(H35)	48,468	1,500	454	42,841	1,006	419	248,353	122,122	2,851	492
2028(H40)	53,619	1,500	447	47,696	998	427	253,208	118,293	2,480	467
2033(H45)	58,780	1,500	489	52,460	924	501	257,972	113,970	1,997	442
2038(H50)	63,533	1,500	633	57,083	848	577	262,595	109,250	1,814	416
2043(H55)	66,629	1,500	1,530	60,225	75	1,350	265,737	104,253	1,677	392
2048(H60)	68,796	1,500	1,187	62,159	294	1,131	267,671	99,131	1,683	370
2053(H65)	65,613	1,500	2,144	58,912	▲ 676	2,101	264,424	93,993	1,613	355
2054(H66)	64,961	1,500	2,152	58,266	▲ 646	2,071	263,778	92,964	1,613	352
2055(H67)	64,381	1,500	2,080	57,636	▲ 630	2,055	263,148	91,933	1,611	349
2056(H68)	64,359	1,500	2,102	57,064	▲ 572	1,997	262,576	90,901	1,593	346
2057(H69)	64,381	1,500	1,500	57,064	0	1,425	262,576	89,865	1,575	342

1-2-3 司法試験合格者数1000人の場合

2012(H24)	36,824	2,080	516	32,134	2,055	516	237,646	127,515	3,968	537
2013(H25)	38,414	2,102	512	33,600	1,466	531	239,112	127,247	3,787	532
2014(H26)	38,908	1,000	506	34,025	425	525	239,537	126,949	3,731	530
2015(H27)	39,413	1,000	495	34,320	295	655	239,832	126,597	3,689	528
2016(H28)	39,920	1,000	493	34,748	428	522	240,260	126,193	3,632	525
2017(H29)	40,414	1,000	506	35,202	454	496	240,714	125,739	3,572	522
2018(H30)	40,871	1,000	543	35,614	412	538	241,126	125,236	3,516	519
2023(H35)	41,417	1,000	454	36,145	531	419	241,657	122,122	3,379	505
2028(H40)	41,970	1,000	447	36,668	523	427	242,180	118,293	3,226	488
2033(H45)	42,481	1,000	489	37,117	449	501	242,629	113,970	3,071	470
2038(H50)	42,848	1,000	633	37,490	373	577	243,002	109,250	2,914	450
2043(H55)	42,318	1,000	1,530	37,090	▲ 400	1,350	242,602	104,253	2,811	430
2048(H60)	42,131	1,000	1,187	36,909	▲ 181	1,131	242,421	99,131	2,686	409
2053(H65)	40,987	1,000	2,144	35,758	▲ 1,151	2,101	241,270	93,993	2,629	390
2054(H66)	39,835	1,000	2,152	34,637	▲ 1,121	2,071	240,149	92,964	2,684	387
2055(H67)	38,755	1,000	2,080	33,532	▲ 1,105	2,055	239,044	91,933	2,742	385
2056(H68)	37,653	1,000	2,102	32,485	▲ 1,047	1,997	237,997	90,901	2,798	382
2057(H69)	37,653	1,000	1,000	32,485	0	950	237,997	89,865	2,766	378

1 今後の法曹人口の在り方

1-3 法曹志願者数の減少

1-3-1 法科大学院志願者数

(法科大学院出願者数等)

法曹資格試験である司法試験を受験するためには、予備試験合格を除き、法科大学院を修了する必要があることから、法曹志願者数の指標としては法科大学院志願者数が有用である。

平成 16 年と平成 25 年を比較すると、法科大学院出願者数は 7 万 2800 人から 1 万 3924 人と 19.1% (▲5 万 8876 人) に、法科大学院受験者数は 4 万 810 人から 1 万 2389 人と 30.4% (▲2 万 8421 人) に減少している。

法科大学院は複数受験が可能であり、志願者数及び受験者数は延べ人数となっているが、法科大学院を受験しようとする者は前年の適性試験を受験しなければならないことから、法曹志願者実数の指標としては適性試験受験実数が有用である。

適性試験受験実数について、平成 16 年度と平成 25 年度を比較すると、3 万 5521 人から 5967 人と 16.8% (▲2 万 9554 人) に減少している。

平成 26 年度（平成 25 年実施分、平成 26 年度法科大学院受験資格者）実受験者は 4792 人で 13.5% (▲3 万 729 人。対前年度▲1175 人) である。

(法科大学院入学者数)

法科大学院志願者数の減少は法科大学院入学定員を割り込むほどの影響を及ぼしている。

法科大学院入学者数は、平成 16 年の 5767 人から平成 25 年は 2698 人と 46.8% に減少している。

入学定員充足率は 100% を超えたのは創設初年度の平成 16 年だけであり、特に平成 21 年から充足率の低下が著しく、入学定員を段階的に削減し平成 25 年度は 4291 人 (▲1564 人。定員 5825 人の 73.6%) にまで削減したが、入学者数は 2698 人で定員充足率は 63.3% となっている。

平成 26 年度の入学定員は更に削減して 3809 人（定員 5825 人の 65.4%）の予定であるが、平成 26 年度の法科大学院受験資格のある適性試験実受験者数 4792 人を基に、平成 25 年度における適性試験受験実数（平成 24 年実施分）と法科大学院入学者数の割合から、平成 26 年度法科大学院入学者数を推計すると、推計入学者は 2167 人となる。

(未修者・非法学系・社会人入学者)

法科大学院入学者数について、平成 16 年度と平成 25 年度を比較すると、入学者総数が 46.8% であるのに対して、未修者コース入学者は 31.6%、非法学系入学者は 25.3%、社会人入学者は 18.4% と減少率が著しく大きい。実数においても、非法学系入学者は 1988 人から 502 人 (▲1486 人)、社会人入学者は 2792 人から 514 人 (▲2278 人) となっている。

1-3-1 法科大学院志願者数												第2回・資料2、参考資料2・目次18	
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H16年度比	前年度比
法科大学院入学定員	5,580	5,825	5,825	5,825	5,795	5,785	4,909	4,571	4,484	4,261	3,809	68.1	89.4
適性試験受験実数	35,521	21,429	17,872	16,880	14,323	11,870	9,370	7,909	7,249	5,967	4,792	13.5	80.3
法科大学院出願者数	72,800	41,756	40,341	45,207	39,555	29,714	24,014	22,927	18,446	13,924		19.1	75.5
法科大学院受験者数	40,810	30,310	29,592	31,080	31,181	25,863	21,319	20,497	16,519	12,389		30.4	75.0
法科大学院入学者数	5,787	5,544	5,784	5,713	5,397	4,844	4,122	3,620	3,150	2,898	2,167	46.8	85.7
定員充足率	103.2	95.2	99.3	98.1	93.1	83.6	84.0	79.2	70.2	63.3			
未修者	3,417	3,481	3,605	3,544	3,331	2,823	2,199	1,704	1,325	1,081		31.6	81.6
社会人	2,792	2,091	1,925	1,834	1,609	1,298	993	763	689	514		18.4	74.6
非法学系	1,988	1,660	1,634	1,490	1,410	1,224	868	748	591	502		25.3	84.9

※ 適性試験受験実数は前年実施分

1 今後の法曹人口の在り方

1-3 法曹志願者数の減少

1-3-2 予備試験志願者数

1-3-2-1 予備試験受験者数等

司法試験受験資格は、法科大学院修了者のほかに予備試験合格者にも認められていることから、法曹志願者数の指標としては予備試験志願者数等も検討する必要がある。

予備試験は平成 23 年度から 3 回実施されており、当年度予備試験合格者は翌年度からの司法試験受験資格を取得する。

出願者は 8971 人、9118 人、1 万 1255 人と 125% (2284 人増) に増加、受験者数は 6477 人、7183 人、9224 人と 142% (2747 人増) に増加している。予備試験受験者数は、平成 24 年度には同年実施分の適性試験実受験者数 5967 人を上回り、平成 25 年度には同年度実施分の適性試験実受験者数 4792 人の 1.9 倍となっている。

1-3-2-2 予備試験受験者の内訳

予備試験受験者を職種別にみると、「公務員・会社員・自営業等」は 2590 人、2571 人、2739 人とほぼ横ばい、「無職・その他」も 2477 人、2450 人、2585 人とほぼ横ばいとなっている。平成 16 年設立初年度の法科大学院社会人入学者数は 2792 人であり、予備試験は社会人の法曹志願者の相当数の受け皿となっている。

受験者の過去の司法試験受験経験をみると、「旧司法試験のみ受験経験がある者」が 4512 人、4159 人、3929 人と未だ 4000 人程度存在していることから、予備試験は法科大学院に行かなかった法曹志願者の相当数の受け皿ともなっている。

予備試験受験者数の増加の要因は「大学生」及び「法科大学院生」受験者の増加であり、「大学生」は 1218 人から 2444 人と 2 倍 (1226 人増)、「法科大学院生」は 192 人から 1456 人と 7.6 倍 (1264 人増) となっており、両者の増加数合計 2490 人は受験者総数増加数 2747 人の 91% を占める。

平成 25 年度の受験者数を最終学歴別にみると、「法科在学中」「法科中退」「法科修了」の合計は 2323 人と全受験者の 25.2% を占めており、法科大学院関係者の相当数が予備試験を受験していることがわかる。特に、「法科中退」110 名、「法科修了」716 名の中には法科大学院で進級できずに退学した者、5 年 3 回の受験資格制限により受験資格を喪失した法科大学院修了者が含まれている可能性がある。

1-3-2-1 予備試験合格者数

	H23	H24	前年度比	H25	前年度比	対H24比
出願者数	8,971	9,118	102	11,255	123	125
受験者数	6,477	7,183	111	9,224	128	142
短答合格者数	1,339	1,711	128	2,017	118	151
論文合格者数	123	233	189	381	164	310
最終合格者数	116	219	189	351	160	303
司法試験受験者	85	167	196	268	160	315
司法試験合格者	58	120	207	193	161	333
司法試験合格率	68.24%	71.86%				
論文平均クリアー数	658	792				

※H25の最終合格者数に(H24の司法試験受験者／最終合格者)＝0.7255をかけたもの

※H25の司法試験受験者数(予測)にH24司法試験合格率をかけたもの

1-3-2-2 予備試験受験者の内訳

	職種別				最終学歴(法科大学院のみ)			過去の司法試験受験経験			
	公務員・会社員・自営業等	無職・その他	法科大学院生	大学生	法科修了	法科在学中	法科中退	経験なし	旧試のみ	新試のみ	旧新両方あり
H23 受験者	2590	2477	192	1218	336	198	49	1629	4512	91	245
H23 合格者	35	33	8	40	19	6	1	17	80	7	12
H24 受験者	2571	2450	526	1636	492	555	69	2517	4159	152	355
H24 合格者	42	47	61	69	26	61	1	74	119	5	21
H25 受験者	2739	2585	1456	2444	718	1497	110	4553	3929	263	479
H25 合格者	38	44	162	107	46	164	1	196	101	17	37

1 今後の法曹人口の在り方

1-3 法曹志願者数の減少

1-3-3 旧司法試験における法曹志願者数

(旧司法試験の出願者数・受験者数)

旧司法試験は受験資格制限がなかったことから、広く法曹志願者の受け皿となっており、旧司法試験時代の法曹志願者数の指標は旧司法試験の出願者数及び受験者数となる。

合格者が 500 人であった平成元年及び平成 2 年の出願者数は 2 万 3000 人、受験者数は 2 万 1000 人であるが、いずれも平成 25 年度の法科大学院出願者数（複数出願可）1 万 3924 人、法科大学院受験者数（複数受験可）1 万 2389 人を大きく上回っている。

合格者が 1000 人となった平成 11 年度は出願者数 3 万 3983 人（500 人時代から約 1 万人増）、受験者数 2 万 9890 人（500 人時代から約 8900 人増）と法曹志願者数は増加し、合格者が 1170 人であった平成 15 年度は出願者数 5 万 166 人（500 人時代から約 2 万 7000 人増）、受験者数 4 万 5372 人（500 人時代から約 2 万 4400 人増）と出願者数・受験者数ともにピークとなっている。

合格者が 1500 人となった平成 16 年度は出願者数 4 万 9991 人（1000 人時代から約 1 万 2000 人増）、受験者数 3 万 9428 人（1000 人時代から約 9500 人増）である。平成 14 年度以降の受験者数は、適性試験実受験者数のピークである平成 16 年度（初年度）3 万 5521 人を上回っている。現行の法科大学院制度は、当初より旧司法試験以上の法曹志願者数を吸収できていないということがわかる。

なお、平成 25 年度の（同年実施分）適性試験実受験者数 4792 人と予備試験受験者数 9224 人の合計 1 万 4016 人は、旧司法試験時代の受験者数ピークである 4 万 5372 人（平成 15 年）の 31%に過ぎず、500 人時代の受験者数の 67%程度であり、法曹志願者数そのものが激減していることがわかる。

(旧司法試験の非法学部系出身者の割合)

旧司法試験において、合格者数が 1000 人以下であった平成 13 年度までの合格者に占める非法学部系出身者の割合は概ね 10%程度で推移しており、平成 13 年度は 14.34%（142 人）であった。

平成 14 年度から合格者数が段階的に増え、非法学部系出身者の割合及び数も増えており、旧司法試験のみの最後の年である平成 17 年度は 18%（263 人）であった。

1-3-4 新司法試験の非法学部出身者の割合

新司法試験における非法学部出身者の割合は、未修者コース修了者が最初に受験した平成 19 年度がピークであったが、22.3%（412 人）に止まっている。その後は漸減し、平成 25 年度は 18%（347 人）と、平成 17 年度旧司法試験と同程度まで減少している。

1-3-3 旧司法試験における法曹志願者数

顧問会議第4回・資料18

	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
出願者数	23,202	22,900	22,596	23,435	20,848	22,554	24,488	25,454	27,112	30,568	33,983	36,203
受験者数	21,308	20,975	20,609	21,431	17,714	19,408	21,272	21,921	23,592	26,759	29,890	31,729
合格者数	506	499	605	630	712	740	738	734	746	812	1,000	994
法学部系	422	465	545	574	650	666	675	663	663	707	886	884
割合(%)	83.4	93.2	90.1	91.1	91.3	90.0	91.5	90.3	88.9	87.1	88.6	88.9
非法学部系	84	34	60	56	62	74	63	71	83	105	114	110
割合(%)	16.6	6.8	9.9	8.9	8.7	10.0	8.5	9.7	11.1	12.9	11.4	11.1
対受験者合格率	2.37	2.38	2.94	2.94	4.02	3.81	3.47	3.35	3.16	3.03	3.35	3.13

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
出願者数	38,930	45,622	50,166	49,991	45,885	35,782	28,016	21,994	18,611	16,088	
受験者数	34,117	41,459	45,372	43,367	39,428	30,248	23,306	18,203	15,221	13,223	
合格者数	990	1,183	1,170	1,483	1,464	549	248	144	92	59	6
法学部系	848	1,032	992	1,233	1,201	450	191	114	67	46	4
割合(%)	85.66	87.2	84.8	83.1	82.04	82.0	77.0	79.2	72.83	78.0	66.7
非法学部系	142	151	178	250	263	99	57	30	25	13	2
割合(%)	14.34	12.8	15.2	16.9	18.0	18.0	23.0	20.8	27.2	22.0	33.3
対受験者合格率	2.90	2.85	2.58	3.42	3.71	1.81	1.06	0.79	0.60	0.45	

1-3-4 新司法試験における法曹志願者数

顧問会議第4回・資料18

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
出願者数	2,137	5,401	7,842	9,734	11,127	11,891	11,265	10,315
受験者数	2,091	4,607	6,261	7,392	8,163	8,765	8,302	7,486
合格者数	1,009	1,851	2,065	2,043	2,074	2,063	2,044	1,929
法学部系	893	1,439	1,618	1,617	1,679	1,689	1,685	1,582
割合(%)	88.5	77.7	78.4	79.2	81.0	81.9	82.6	82.0
非法学部系	116	412	447	426	395	359	359	347
割合(%)	11.5	22.3	21.7	20.9	19.1	18.1	17.4	18.0
既修者	1,009	1,215	1,331	1,266	1,242	1,182	1,171	1,209
割合(%)	100.0	65.6	64.5	62.0	59.9	57.3	57.3	62.7
未修者	—	636	734	777	832	881	873	720
割合(%)	—	34.4	35.5	38.0	40.1	42.7	42.7	37.3
対受験者合格率	48.25	40.18	32.98	27.64	25.41	23.54	25.06	26.77

1 今後の法曹人口の在り方

1-4 法曹志願者数急減の原因

1-4-1 司法試験合格率の低迷

1-4-1-1 新司法試験合格率の推移

新司法試験における対受験者合格率は、初年度平成 18 年度は 48.25%であったが、その後減少し、平成 23 年度には 23.54%と約半分まで落ち込んだ。

平成 24 年度以降は若干持ち直しているものの、平成 25 年度は 26.77%に止まっている。

1-4-1-2 法科大学院修了年数別の合格状況

平成 17 年度修了者（平成 18 年度から平成 22 年度まで受験資格あり）から平成 20 年度修了者（平成 21 年度から平成 25 年度まで受験資格あり）までが受験資格期間を経過しているが、この 4 カ年間の修了者の平均をみると、1 年目から 3 年目までは約 40%から 10%程度ずつ合格率が減少し、5 年目の合格率は 5%に止まっている。

全体の平均をみても、概ね上記傾向に沿っている。

平成 21 年度修了者と平成 22 年度終了者以外では 2 年目の合格率は当該年度の合格率を下回っており、2 年目以降急激に合格率が減少しているといえる。

1-4-1-3 司法試験の合格状況

（累積合格率）

第 1 回終了者である平成 17 年度終了者の累積合格率は約 70%に達しているが、平成 18 年度終了者は 49.5%と 50%を下回り、以降漸減している。

平成 25 年度試験をもって 5 年間の受験資格制限期間を経過した平成 20 年度終了者の累積合格率は 47.2%である。

（資格喪失者）

累積合格率が 5 割を下回る状況にあることから、修了者の半数以上は司法試験に合格することなく司法試験受験資格を喪失している。20 年度までの 4 カ年の終了者のうち受験資格喪失者は合計 8165 人となっている。

1-4-1-1 新司法試験合格率の推移

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
出願者数	2,137	5,401	7,842	9,734	11,127	11,891	11,265	10,315
受験者数	2,091	4,607	6,261	7,392	8,163	8,765	8,302	7,486
合格者数	1,009	1,851	2,065	2,043	2,074	2,063	2,044	1,929
対受験者合格率	48.25	40.18	32.98	27.64	25.41	23.54	25.06	26.77

1-4-1-2 司法試験修了年度別合格状況

顧問会議第4回・資料15

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
17年度修了者	48.3%	43.9%	30.6%	6.2%	4.0%
18年度修了者	39.3%	25.5%	15.4%	6.3%	3.2%
19年度修了者	36.9%	21.3%	17.3%	7.6%	5.8%
20年度修了者	35.0%	24.9%	18.5%	7.9%	7.2%
平均	39.9%	28.9%	20.5%	7.0%	5.0%
21年度修了者	33.0%	24.6%	23.4%	10.0%	
22年度修了者	32.5%	27.1%	20.8%		
23年度修了者	32.9%	25.2%			
24年度修了者	38.6%				
全体平均	37.1%	27.5%	21.0%	7.6%	5.0%

1-4-1-3 司法試験の合格状況

顧問会議第4回・資料2-1・P55

	修了者数			累積合格者数			累積合格率			資格喪失者
		既習者	未修者		既習者	未修者	既習者	未修者		
17年度修了者	2,176	2,176	—	1,518	1,518	—	69.8%	69.8%	—	658
18年度修了者	4,418	1,854	2,564	2,188	1,176	1,012	49.5%	63.4%	39.5%	2,230
19年度修了者	4,911	2,049	2,862	2,273	1,341	932	46.3%	65.4%	32.6%	2,638
20年度修了者	4,994	2,067	2,927	2,355	1,420	935	47.2%	68.7%	31.9%	2,639
21年度修了者	4,792	1,947	2,845	2,208	1,292	916	46.1%	66.4%	32.2%	
22年度修了者	4,535	1,890	2,645	1,991	1,151	840	43.9%	60.9%	31.8%	
23年度修了者	3,937	1,772	2,165	1,478	940	538	37.5%	53.0%	24.8%	
24年度修了者	3,457	1,782	1,675	1,067	787	280	30.9%	44.2%	16.7%	

1 今後の法曹人口の在り方

1-4 法曹志願者数急減の原因

1-4-2 貸与制への移行

1-4-2-1 法科大学院修了後の奨学金借入残高

平成 23 年 5 月に法曹の養成に関するフォーラムが、新 60 期から新 64 期までの司法試験合格者を対象に行った調査によると、回答者（発送数 8649・回収数 2238・回収率 25.9%）のうち、大学または法科大学院のいずれかで奨学金を利用したことがある人の割合は 48.3%、そのうち法科大学院でのみ利用した人の割合は 30.1%となっている。

調査時点における回答者の残債務額の平均値は 347 万 2178 円に達しており、500 万円以上の人が 7.9%（2238 人中 177 人）となっている。

毎月返済額の中央値は 1 万 5108 円、平均値は 2 万 1027 円である。

1-4-2-2 司法修習生の生活費等支出額

（毎月平均支出額）

日本弁護士連合会が新 65 期司法修習生を対象に行ったアンケート調査（発送数 2001 通・回収数 717 通・回収率 35.8%）の結果によると、1 年間の司法修習期間中に生活費等として支出した平均額は、住居費負担のない人で 165 万 6000 円（月額 13 万 8000 円）、住居費負担がある人では 258 万 9600 円（月額 21 万 5800 円）となっている。

（修習辞退の検討の有無）

同調査によると、回答をした修習生の 28.2%（202 人）が修習辞退を考えたことがあり、その理由（複数回答可）は、「貸与制に移行したことによる経済的な不安」が 86.1%（174 人）、「司法修習修了後の就職難や弁護士の経済的困難に対する不安」が 74.8%（151 人）となっている。

1-4-2-3 司法修習生の貸与申請の状況

貸与制とは、最高裁判所が、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を貸与するものである（最高裁ホームページ）。

基本額は月額 23 万円、希望する場合は 18 万円、住居家賃負担がある場合は 25 万 5 千円、扶養家族がいる場合は 25 万 5 千円、家賃負担・扶養家族の両方がある場合は 28 万円となる。

新 65 期から 67 期の司法修習生の貸与申請率は、87.0%、80.8%、73.6%と漸減しているものの、依然 7 割以上の者が貸与申請をしている。

貸与月額別にみると、基本額 23 万円が 7 割弱と最も多く、次いで基本額に住居加算が加算された 25 万 5 千円が 25%程度となっている。

1-4-2-1 奨学金等調査

検討会議・第3回・資料1-23

法科大学院または大学在学中の奨学金等の利用状況			
いずれも利用なし	51.7		
法科大学院のみ	30.1		
大学のみ	4.2		
いずれも利用した	13.9		
奨学金等の総債務残額		奨学金の毎月の返済額	
利用なし	51.7	利用なし	51.7
100万未満	1	1万未満	3.6
100～200万未満	5.3	1～2万	17.1
200～300万未満	13.7	2～3万	7.8
300～400万未満	9.5	3～4万	3.3
400～500万未満	2.5	4～5万	1.1
500～750万未満	4.7	5～6万	1.2
750～1000万未満	2.1	6万以上	0.7
1000～1500万未満	1.1	額不明	13.4
額不明	8.4	金額判明利用者の平均値: 21, 027円	
金額判明利用者の平均値: 3, 472, 178円		金額判明利用者の中央値: 15, 108円	
金額判明利用者の中央値: 2, 984, 940円			

1-4-2-2 新65期司法修習生に対するアンケート調査結果

検討会議・第3回・資料4

毎月平均支出額		
住居負担あり		215,000 円
住居負担なし		138,000 円
合計		193,000 円
司法修習辞退を考えたことがある		28.2 %
理由(複数回答可)	貸与制移行による経済的不安	86.1 %
	就職難・弁護士の経済的困難に対する不安	74.8 %
	別の進路を考えたため	24.3 %
	親族との関係(介護を要する親族がいる等)	5.4 %
	健康上の理由	2.0 %

1-4-2-3 司法修習生の貸与申請の状況

最高裁開示情報

	65期	66期	67期
司法修習採用者数	2,001	2,035	1,969
貸与申請者数	1,742	1,645	1,449
(割合)	87.0%	80.8%	73.6%
18万円	41 2.4%	51 3.1%	67 4.6%
23万円	1,207 69.3%	1,090 66.3%	969 66.9%
25万5千円(扶養加算)	42 2.4%	38 2.3%	30 2.1%
25万5千円(住居加算)	408 23.4%	422 25.7%	358 24.7%
28万円	44 2.5%	44 2.7%	25 1.7%

1 今後の法曹人口の在り方

1-4 法曹志願者数急減の原因

1-4-2 貸与制への移行

1-4-2-4 司法制度改革関係予算の推移

64期司法修習生まで支給されていた給費制にかかる手当は、修習生2124人であった64期（平成22年度）は96億2千万円であるが、修習生1007人であった56期（平成14年度）は57億9千万円であった。

法テラスに対する国からの運営費交付金は平成19年度の102億円から平成24年度の164億円まで増加している（161％）。

法科大学院に係る財政支援は、設置数74校となった平成17年度の99億円をピークに減少しているが、平成22年度で71億円となっている。

修習生1007人であった56期（平成14年度）の給費に係る手当総額57億9千万円は、法科大学院に係る財政支援71億円を下回り、法テラスの平成24年度「その他人件費等経費決算額（受託事業に係るものを除く）」（人件費、事務所賃料、広報周知費、事務消耗品費等）74億円も下回る金額である。

修習生1499人であった59期（平成17年度）の給費に係る手当総額76億円は、これらとほぼ同額である。

1-4-2-4 司法制度改革関係予算の推移

検討会議・第8回・資料3-12

	H13	H14 56期	H15 57期	H16 58期	H17 59期	H18 60期	H19 61期	H20 62期	H21 63期	H22 64期	H23 65期	H24 66期
法テラスの運営等	85.6	92.4	100.1	109.9	128.2	176.6	205.4	195.8	262.4	311.0	313.5	318.5
(運営費交付金)							102.1	104.0	104.1	155.4	165.5	164.0
(国選弁護人確保業務委託費)							100.9	90.8	158.0	155.5	147.9	154.5
その他人件費等経費決算額								60.5	60.1	71.2	77.3	74.0
司法修習採用者数		1,007	1,183	1,188	1,499	2,446	2,380	2,304	2,171	2,124	2,074	2,035
司法修習生手当等	71.2	70.6	76.6	78.1	91.7	111.6	122.2	126.3	131.3	113.3	105.7	
うち手当・貸与金関連	58.3	57.9	63.9	64.2	76.0	91.5	100.3	105.0	108.9	96.2	89.6	
裁判員制度関係				0.0	16.6	106.4	128.3	122.5	103.5	55.1	51.9	
その他	1.3	1.3	2.4	12.4	17.7	13.7	15.1	20.4	15.6	16.5	19.0	
合 計	158.1	164.2	179.1	200.3	254.2	408.3	471.1	465.0	512.8	496.0	490.1	

※ 当初予算計上額

※ 「その他人件費等経費決算額」は人件費、事務所賃料、広報周知費、事務消耗品費等。受託事業に係るものを除く。

※ 「その他」は、司法試験関係経費・法科大学院への派遣関係経費・民事司法制度の改革に関する経費等。

法科大学院設置数		68	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74
法科大学院入学定員		5,590	5,825	5,825	5,825	5,795	5,795	4,909	4,571	4,484		
法科大学院入学者数		5,767	5,544	5,784	5,713	5,397	4,844	4,122	3,620	3,150		
法科大学院に係る財政支援		89.0	99.0	98.0	93.0	92.0	83.0	71.0				
日本学生支援機構・奨学金事業		68.0	105.0	129.0	129.0	129.0	122.0	113.0	110.0			

※ 法科大学院を対象とした予算上の事業費(返還金等の自己調達資金を含む)。奨学金事業全体の事業費に占める一般会計負担額は約1割。

1 今後の法曹人口の在り方

1-4 法曹志願者数急減の原因

1-4-3 就職難等に対する不安

1-4-3-1 弁護士人口の急増

新司法試験がスタートした平成 18 年度から平成 25 年度における法曹人口の推移をみると、2 万 6182 人から 3 万 8416 人と 146.7% 増加している。特に、弁護士人口は、2 万 2056 人から 3 万 3682 人と、7 年間で 1.5 倍以上（1 万 1626 人増）と急激に増加している。

1-4-3-2 未登録者数の増加

新司法試験合格者が最初に司法修習を修了した平成 19 年度（60 期）以降の弁護士一括登録時点における未登録者数をみると、平成 19 年度の 103 人から平成 24 年度は 546 人まで急増している。修習修了者数から任官・任検者を控除した数に占める割合は、平成 19 年度の 4.8% から平成 25 度は 28.5% となっている。なお、司法制度改革が始まる前の平成 14 年度の修習修了者数は 988 人、任官・任検以外は 807 人、未登録者数は 8 人で、修習修了者数から任官・任検者を控除した数に占める割合は 1% であった。

1-4-3-3 弁護士所得の減少

（法曹養成フォーラム調査）

法曹養成に関するフォーラムが実施した弁護士所得調査（アンケート方式で回収数 2049、回収率 13.4%）の結果によると、登録 1 年目の弁護士の年収は平成 18 年度 690 万円から平成 22 年度 546 万円と 79% に減少しており、登録 5 年目、登録 10 年目の弁護士の年収も約 80% に減少している。

登録 1 年目から 15 年目までの弁護士の平均年収は平成 18 年度 1236 万円から平成 22 年度 1036 万円（84%）となっている。

（国税庁統計年報データ）

申告所得額 3000 万円以上の弁護士数は、平成 18 年度 2116 人、平成 20 年度 2854 人であるが、その後漸減し、平成 24 年度 1974 人となっている。

申告所得額 3000 万円以上の弁護士数の全申告弁護士数に占める割合は、平成 18 年度 23.2%、平成 19 年度は 24.5% であるが、平成 20 年度は 12.2% と急減し、平成 24 年度は 7% となっている。

申告所得額 70 万円以下の弁護士数は、平成 18 年度 3 人、平成 19 年度 8 人に過ぎなかったものが、平成 20 年度に 2661 人となり、平成 24 年度は 5508 人と急増している。

平成 24 年度の確定申告をした弁護士数 2 万 8116 人のうち 5508 人（19.6%）、5 人に 1 人の割合の弁護士の申告所得額が 70 万円以下となっている。平成 24 年度の申告所得額 200 万円以下の弁護士数は 7052 人（25.1%）で、4 人に 1 人の割合となる。

平成 18 年度から平成 23 年度にかけての弁護士の増加数は 2 万 2056 人から 3 万 518 人と 8462 人であり、同期間における申告所得額 200 万円以下の弁護士数の増加数 7012 人は、同期間における弁護士の増加数の 82.9% を占める。

1-4-3-1 弁護士人口の急増

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H18比
裁判官	2,535	2,610	2,685	2,760	2,805	2,850	2,880	2,912	114.9
検察官	1,591	1,634	1,679	1,723	1,768	1,791	1,810	1,822	114.5
弁護士	22,056	23,154	25,062	26,958	28,828	30,518	32,134	33,682	152.7
合 計	26,182	27,398	29,426	31,441	33,401	35,159	36,824	38,416	146.7

1-4-3-2 一括登録時点未登録者数

検討会議・第7回・資料6／弁護士白書2013

	H14年度 55期	H19年度 60期	H20年度 61期	H21年度 62期	H22年度 63期	H23年度 64期	H24年度 65期	19年度比	前年度比
修習修了者数	988	2376	2340	2346	2144	2152	2080	88	97
任官・任検数	181	231	192	184	172	173	164	71	95
任官・任検以外	807	2145	2148	2162	1972	1979	1916	89	97
弁護士一括登録者数	799	2042	2026	1978	1714	1515	1370	67	90
未登録者数	8	103	122	184	258	464	546	530	118
未登録者数／任官・任検以外(%)	1.0	4.8	5.7	8.5	13.1	23.4	28.5		

1-4-3-3 弁護士所得の減少

弁護士所得調査(フォーラム ⇒ 回収数2049・回収率13.4%)

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	18年度比	前年度比
1年目新	690	768	624	589	546			79	93
5年目	1,386	1,110	1,236	1,204	1,107			80	92
10年目	1,549	1,718	1,754	1,970	1,253			81	64
1～15平均	1,236	1,361	1,352	1,157	1,036			84	90
6～15平均	1,479	1,675	1,682	1,474	1,370			93	93
国税庁統計年報データ(国税庁)									
弁護士数	22,056	23,154	25,062	26,958	28,828	30,518	32,134	146	105
確定申告者数	9,118	10,029	23,470	25,533	26,485	27,094	28,116	308	104
所得金額(百万円)	217,584	256,651	329,972	303,029	284,748	269,881	269,959	124	100
3001万～5000万	1,288	1,400	1,533	1,500	1,362	1,152	1,169	91	101
5001万～1億	571	752	914	776	684	639	612	107	96
1億～	257	302	407	323	288	245	193	75	79
3000万円以上合計	2,116	2,454	2,854	2,599	2,334	2,036	1,974		
3000万円以上割合	23.2	24.5	12.2	10.2	8.8	7.5	7.0		
～70	3	8	2,661	4,920	5,818	5,714	5,508	183,600	96
71～100	5	6	218	269	268	295	365	7,300	124
101～150	14	18	490	366	465	424	585	4,179	138
151～200	18	14	544	365	459	502	594	3,300	118
200万円以下合計	40	46	3,913	5,920	7,010	6,935	7,052	17,630	102
200万円以下割合	0.4	0.5	16.7	23.2	26.5	25.6	25.1	5,717	98
所得金額/申告者数(万円)	239	256	141	119	108	100	96	40	96
1人当たり国民所得(内閣府)									
	296	298	277	269	276	273	275	93	101

1 今後の法曹人口の在り方

1-5 法的需要

1-5-1 法的需要の推移

1-5-1-1 需要喚起に向けた取組み

(隣接法律専門職の積極的活用)

平成 14 年以降、一定の条件の下で司法書士、弁理士、社会保険労務士及び土地家屋調査士に訴訟代理権を付与し、税務訴訟において税理士に出廷・陳述を認めるなど隣接法律専門職を活用するための法改正が行われた。簡易裁判所における民事訴訟等について代理権が付与された認定司法書士数は、平成 24 年には 1 万 3898 人となり、平成 14 年から平成 24 年の間の弁護士増加数 1 万 3283 人を超えている。

(公認会計士の大量増員)

国は弁護士と同時に公認会計士も大增員政策をとり、弁護士と同様平成 30 年頃までに 5 万人にすると目標を掲げ試験合格者数を急増させた。新司法試験がスタートした平成 18 年に公認会計士試験も新試験制度へ移行し、平成 10 年まで 700 人程度で推移してきた中漸増させ平成 17 年に 1308 人であった合格者は、平成 18 年は 3108 人、平成 19 年は 4041 人、平成 20 年は 3625 人と急増した。

(法律事務所の大規模化)

渉外系事務所を中心に一定の大規模化が進み、海外支店の展開や外国法律事務所との提携等が行われてきた。2013 年 3 月 31 日現在で 101 人以上の法律事務所数は 9 (全体の 0.06%)、所属弁護士数は 2137 人 (全体の 6.36%) となっている。

(外弁法の改正等)

平成 17 年に外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法を一部改正し、外国法事務弁護士と弁護士・弁護士法人との共同事業に関する規制は撤廃され、外国法事務弁護士による弁護士の雇用が解禁され、中小規模の法律事務所もより積極的に外国法事務弁護士との共同事業を行うようになったほか、外資系大規模ローファームも弁護士を雇用した。

(法テラス)

平成 16 年に総合法律支援法が制定されて法テラスが設置され、民事法律扶助事業の拡充が図られるとともに、コールセンターを設置し、活発な広報活動を行い、国民への弁護士及び隣接法律専門職者等の業務に関する情報提供が広く行われてきた。日弁連も平成 12 年 10 月に弁護士広告を原則自由化し、司法書士や行政書士も広告活動を活発に行い、競って潜在的法的需要の喚起が図られた。

(法律相談センター)

日弁連等は弁護士アクセスの解消に向けて積極的に取り組み、日弁連の援助により設置された弁護士過疎地域での法律相談センターは、平成 12 年に 26 か所であったものが平成 15 年には 110 か所となり平成 24 年には 141 か所となった。

(ゼロ・ワン対策)

日弁連は平成 12 年から公設事務所を設置し、平成 25 年 10 月 1 日現在累計で 113 か所に公設事務所を設置した。さらに、平成 18 年以降法テラスにより司法過疎地域事務所が設置され平成 25 年 10 月 1 日現在で 33 か所に設置されている。ゼロ・ワン地域は平成 13 年には全国に 64 か所あったが、平成 25 年 10 月 1 日現在のゼロ地域は 0、ワン地域は 1 となっている。

1-5-1-1 隣接法律専門職人口の推移

検討会議第10回・資料1

	弁護士	裁判官	検察官	法曹合計						
H04	14,704	2,029	1,173	17,906						
H14	18,851	2,288	1,414	22,553						
H24	32,134	2,880	1,810	36,824						
H04年度比	219	142	154	206						
H14年度比	170	126	128	163						
	司法書士 (認定司法書士)	行政書士	税理士	弁理士	社会保険労務士	土地家屋調査士	不動産鑑定士	隣接合計	総計	
H04	17,075		35,024	65,144	4,537	25,325	18,717	6,138	171,960	189,866
H14	18,059	9,242	38,875	69,243	6,695	30,343	18,320	7,086	188,621	211,174
H24	20,670	13,898	42,117	72,635	9,145	36,850	17,328	7,767	206,512	243,336
H04年度比	121		120	111	202	146	93	127	120	128
H14年度比	114	150	108	105	137	121	95	110	109	115

1-5-1-1 公認会計士試験と司法試験の状況の比較

	H14	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
公認会計士 出願者数	13,389	15,322	20,796	20,926	21,168	21,255	25,648	23,151	17,894	13,224
合格者数	1,148	1,308	3,108	4,041	3,625	2,229	2,041	1,511	1,347	1,178
弁護士 出願者数	45,622	45,885	37,919	33,417	29,836	28,345	27,215	11,891	11,265	10,315
合格者数	1,183	1,464	1,558	2,099	2,209	2,135	2,133	2,069	2,044	1,929

1-5-1-1 弁護士ゼロ・ワン地方裁判所支部数の変遷(各年度10月1日現在)

	H12	H14	H18	H21	H24	H25
ワン支部	24	36	33	9	2	1
ゼロ支部	50	25	5	2	0	0
(合計)	74	61	38	11	2	1
公設ひまわり	1	12	76	98	112	113
法テラス(4号)	0	0	7	22	32	33
(合計)	1	12	83	120	144	146

1 今後の法曹人口の在り方

1-5 法的需要

1-5-1 法的需要の推移

1-5-1-2 事件数

最高裁判所の司法統計に基づき、平成 14 年と平成 24 年の事件数を比較すると、事件数は減少しており、かつ、現在も減少傾向にある。

1-5-1-2-1 全裁判所全事件新受件数

全裁判所の全事件（民事・行政・家事・刑事・少年）の新受件数は 563 万 2114 件から 405 万 9773 件に減少している（72.1%。対前年度 94%）。

1-5-1-2-2 民事第 1 審通常訴訟新受件数

（地裁）

第一審地裁民事通常訴訟新受件数は、15 万 3959 件から 16 万 1312 件に増加（105%）しているが（ただし、対前年度 82%と減少）、弁護士 1 人当たり事件数は 8.2 件から 5.0 件へと減少している。

過払い金返還請求等事件を除いた事件数は、11 万 2804 件から 9 万 2468 件に減少（82%）しており（対前年度 88%）、弁護士 1 人当たり事件数は 6.0 件から 2.9 件となっている。

（簡裁）

簡裁では管轄を 90 万円までの事件から 140 万円までの事件に引き上げ、新たに 1 万 3898 人の認定司法書士に代理権を付与しているが、31 万 295 件から 40 万 3309 件へと増加（129%）している（ただし、対前年度 77%）。

過払い金返還請求等事件を除いた事件数は、24 万 4806 件から 22 万 2706 件に減少（91%）しており（対前年度 68%）、弁護士と認定司法書士を合わせた 1 人当たり事件数は 13.0 件から 4.8 件となっている。

1-5-1-2-3 簡裁調停新受件数

48 万 7943 件から 16 万 1312 件と大きく減少（33%）している（対前年度 82%）。

弁護士 1 人当たり事件数は 25.9 件から 5.0 件となっている。

1-5-1-2-4 刑事第 1 審訴訟件数（地裁）

10 万 7029 件から 7 万 8395 件と減少（73%）している（対前年度 97%）。

弁護士 1 人当たり事件数は 5.7 件から 2.4 件へと減少している。

1-5-1-2-5 家事新受事件数

63 万 8195 件から 85 万 7237 件へと増加（134%）している（対前年度 105%）。

弁護士 1 人当たり事件数は 33.9 件から 26.7 件へと減少（79%）している（対前年度 100%）。

1-5-1-2-6 その他訴訟等

事件種類毎に平成 16 年と平成 23 年を比較すると、遺産分割（審判・調停）新受件数、成年後見関係事件新受件数、労働審判事件新受件数は、それぞれ 111%、193%、409%と増加している。

専門的知見を要する建築関係訴訟、医療関係訴訟、知的財産権関係訴訟は、それぞれ 101%、93%、80%と横ばいもしくは減少している。

1-5-1-2-1 全裁判所・全事件の新受件数

		H01	H11	H14	H17	H20	H21	H22	H23	H24	H14年度比	前年度比
	事件数		5,522,201	5,876,187	5,235,767	4,432,984	4,597,225	4,317,905	4,059,778	3,797,945	65	94
	弁護士数	13,541	17,283	18,851	21,205	25,062	26,958	28,828	30,518	32,134	170	105
	弁護士1人当たり	0.0	319.5	311.7	246.9	176.9	170.5	149.8	133.0	118.2	38	89

1-5-1-2-2 第1審民事通常訴訟新受件数

		H01	H11	H14	H17	H20	H21	H22	H23	H24	H14年度比	前年度比
地裁	事件数	110,970	150,952	153,959	132,654	199,522	235,508	222,594	196,367	161,312	105	82
	弁護士数	13,541	17,283	18,851	21,205	25,062	26,958	28,828	30,518	32,134	170	105
	弁護士1人当たり	8.2	8.7	8.2	6.3	8.0	8.7	7.7	6.4	5.0	61	78
	うち過払い金等 差引事件数			41,155	42,614	112,027	144,468	130,175	106,171	68,844	167	65
	弁護士1人当たり			112,804	90,040	87,495	91,040	92,419	90,196	92,468	82	103
				6.0	4.2	3.5	3.4	3.2	3.0	2.9	48	97
簡裁	事件数	112,472	302,690	312,952	355,386	551,875	658,227	585,594	522,639	403,309	129	77
	認定司法書士数	0	0	0	8,462	10,880	11,674	12,415	13,258	13,898		105
	弁護士+認定書士 合計1人当たり	13,541	17,283	18,851	29,667	35,942	38,632	41,243	43,776	46,032	244	105
		8.3	17.5	16.6	12.0	15.4	17.0	14.2	11.9	8.8	53	73
	うち過払い金等 差引事件数			68,146	103,239	274,115	331,307	303,372	266,554	180,603	265	68
	合計1人当たり			244,806	252,147	277,760	326,920	282,222	256,085	222,706	91	87
				13.0	8.5	7.7	8.5	6.8	5.8	4.8		

1-5-1-2-3 簡裁調停新受件数

		H01	H11	H14	H17	H20	H21	H22	H23	H24	H14年度比	前年度比
調停	事件数	110,970	150,952	487,943	132,654	199,522	235,508	222,594	196,367	161,312	33	82
	弁護士数	13,541	17,283	18,851	21,205	25,062	26,958	28,828	30,518	32,134	170	105
	弁護士1人当たり	8.2	8.7	25.9	6.3	8.0	8.7	7.7	6.4	5.0	19	78

1-5-1-2-4 刑事第1審・再審新受件数(地裁)

		H01	H11	H14	H17	H20	H21	H22	H23	H24	H14年度比	前年度比
地裁	事件数	69,738	85,016	107,029	111,730	93,568	92,777	86,387	80,608	78,395	73	97
	弁護士数	13,541	17,283	18,851	21,205	25,062	26,958	28,828	30,518	32,134	170	105
	弁護士1人当たり	5.2	4.9	5.7	5.3	3.7	3.4	3.0	2.6	2.4	43	92

1-5-1-2-5 家事新受事件数

		H01	H11	H14	H17	H20	H21	H22	H23	H24	H14年度比	前年度比
総数	事件数			638,195	717,769	766,013	799,572	815,052	815,523	857,237	134	105
	弁護士数	13,541	17,283	18,851	21,205	25,062	26,958	28,828	30,518	32,134	170	105
	弁護士1人当たり	0.0	0.0	33.9	33.8	30.6	29.7	28.3	26.7	26.7	79	100

1-5-1-2-6 その他訴訟等

顧問会議・参考資料2・P39

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H16年度比	前年度比
遺産分割(審判・調停)新受件数	12,154	11,999	12,614	12,265	12,879	13,505	13,597	14,029		111	103
成年後見関係事件新受件数	20,610	24,448	36,991	29,782	32,004	33,496	36,994	39,783		193	108
労働審判事件新受件数			877	1,494	2,052	3,468	3,375	3,586		409	106
建築関係訴訟	2,089	2,714	2,236	2,302	2,391	2,492	2,240	2,116		101	94
医療関係訴訟	797	982	899	927	852	708	776	739		93	95
労働関係訴訟	1,845	2,441	2,153	2,292	2,493	3,320	3,135	3,065		166	98
知的財産権関係訴訟	571	541	542	468	459	498	605	458		80	76

※ 労働審判事件新受件数の「H16年度比」→「H18年度比」

1 今後の法曹人口の在り方

1-5 法的需要

1-5-1 法的需要の推移

1-5-1-3 法律相談等

弁護士会及び法テラスが全国で行っている法律相談件数は、平成 14 年の 52 万 4612 件から平成 24 年に 60 万 454 件へと増加している（114%）。これは法テラス設置による効果が大きいと推測され、法テラス相談件数は平成 19 年の 14 万 7430 件から平成 24 年は 27 万 1554 件に増加（184%）している。

しかし、法律相談の総件数は、平成 21 年の 66 万 8396 件をピークに減少に転じており、平成 24 年も対前年度比 98%となっている。

法テラスの代理援助件数は平成 19 年の 6 万 8910 件から平成 24 年の 27 万 1554 件へと増加している（152%）。平成 23 年度に初めて前年度比▲となり今年度は若干回復している（対前年度 101%）が、ピークの平成 22 年度には及んでいない。

消費生活相談センターにおける相談件数をみると、平成 13 年に 65 万 6 千件であったものが、架空請求にかかる相談の激増で平成 15 年に 151 万件、平成 16 年に 192 万件と急増したものの、その後は減少の一途をたどり、平成 24 年には 85 万 3 千件と平成 14 年のレベル（87 万 4 千件）を下回っている（98%。前年度 96%）。

1-5-1-3 法律相談

第10回・資料1・法テラスHP・消費生活年報2013

	H13	H14	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H14年度比	前年度比
法律相談件数	472,249	524,612	667,872	640,467	668,396	627,329	616,883	600,454	114	98
(うち法テラス)			147,430	179,546	237,306	256,719	280,389	271,554	184	97
(法テラス以外)			520,442	460,921	431,090	370,610	336,494	328,900	65	91
法テラス代理援助件数			68,910	80,442	101,222	110,217	103,751	105,019	152	101
個別労働紛争相談		103,194	197,904	236,993	247,302	246,907	256,343		248	104
労働局・紛争調整委員会										
助言・指導申立件数		2,332	6,652	7,592	7,778	7,692	9,590		411	125
あっせん申請受理件数		3,036	7,146	8,457	7,821	6,390	6,510		214	102
消費生活相談	655,899	874,260	1,050,826	950,502	902,210	896,875	883,576	852,649	98	96

※ 法律相談件数(うち法テラス)(法テラス以外)、法テラス代理援助件数は「H14年度比」→「H19年度比」

※ 労働局・紛争調整委員会のH14年度比はH23事件数の比率である。

1 今後の法曹人口の在り方

1-5 法的需要

1-5-1 法的需要の推移

1-5-1-4 社会経済基盤

(人口)

総務省統計局人口推計によると、平成 14 年 10 月 1 日現在の総人口は 1 億 2748 万 6 千人で微増してきたが、平成 23 年に人口減少に転じ、平成 24 年 10 月 1 日現在の総人口は 1 億 2726 万 3 千人と減少している (99.8%)。

生産年齢人口 (15～64 歳) は 8570 万 6 千人から 8017 万 5 千人へと減少している (94.5%)。

(事業所数・従業員数)

総務省統計局事業所・企業統計調査及び同平成 24 年経済センサス活動調査によると、事業所数は平成 13 年の 635 万から平成 24 年は 576 万 8 千に減少 (90.8%)、従業員数は 6015 万 8 千人から 5583 万 7 千人に減少 (92.8%) している。

(名目 GDP)

平成 24 年度国民経済計算確報によると、名目 GDP は、過去最高を記録した平成 9 年の 521 兆円から減少の一途をたどっており、平成 14 年の 498.0 兆円から平成 24 年は 472.6 兆円と減少している (94.9%)。

(税収)

財務省公表データによると、一般会計税収は、平成 2 年に 60.1 兆円でピークに達した後減少しているが、平成 14 年の 43.8 兆円から平成 24 年は 42.6 兆円と減少している (97.3%)。

(小括)

平成 14 年以降の 10 年間で、生産年齢人口・事業所数・従業員数と名目 GDP は既に減少傾向にあった中で一貫して減少し続け、生産年齢は 95%に、事業所数は 91%に、従業員数は 93%に、名目 GDP は 95%にまで縮小し、総人口も平成 22 年をピークに減少に転じているというように、社会経済的基盤は概ね 90%程度にまで縮小している。

1-5-2 法的供給過剰の現状

「1-4 法曹志願者数急減の原因」の項の「1-4-3 就職難等に対する不安」でみた、平成 18 年度 (59 期) 以降の弁護士一括登録時点における未登録者数の急増と低所得弁護士数の急増は、法的供給が過剰となっていることを現している。

そして、「1-5-1 法的需要の推移」でみたとおり、社会経済基盤の多くの指標は減少傾向を示し、事件数も減少傾向にあり、この 10 年間に於いて、特にここ 2、3 年は法的需要は急速な減少局面に入っていることがわかる。

平成 14 年度の弁護士 1 万 8851 人から、平成 24 年度に弁護士 3 万 2134 人と認定司法書士 1 万 3898 人の合計 4 万 6032 人へと供給を激増したが、法的需要は増加せずむしろ減少傾向に入っているのであるから、供給過多となるのは必然の結果であり、低所得弁護士の急増と弁護士の就職難が発生するのも必然の結果であるといえる。

1-5-1-4 社会経済基盤の推移

	H14	H22	H23	H24	H14比	前年比
人口(千人)	127,486	128,057	127,799	127,515	100.0	99.8
年少人口(千人)	18,102	16,705	16,705	16,547	91.4	99.1
生産年齢人口(千)	85,706	81,342	81,342	80,175	93.5	98.6
老年人口(千人)	23,628	29,752	29,752	30,793	130.3	103.5

	H13	H18	H21	H24	H13比
事業所数	6,349,969	5,911,038	6,199,222	5,768,489	90.8
従業者数	60,157,509	58,634,315	58,442,129	55,837,252	92.8

※ H13・H18は「平成18年事業所・企業統計調査(確報結果)」

※ H21・H24は「平成24年経済センサス活動調査(確報値)」

	H14	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H14比	前年比
名目GDP(兆円)	498.0	513.0	489.5	473.9	480.2	473.7	472.6	94.9	99.8
対前年度比	▲ 0.7	0.8	▲ 4.6	▲ 3.2	1.3	▲ 1.4	▲ 0.2		
一般会計税収	43.8	51	44.3	38.7	41.5	42.8	42.6	97.3	99.5

1 今後の法曹人口の在り方

1-5 法的需要

1-5-3 九州の現状

九州全体における社会経済基盤と相談件数・事件数の10年間の推移は、全国同様ともに減少傾向を示しており、減少率は全国よりも顕著である。

(人口)

人口は、福岡、沖縄以外は減少過程に入っている。

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」によると、2040年の将来人口（出生中位・死亡中位）は、沖縄も減少し、九州全体では2012年度比で83.2%に減少すると推計されている。

(事業所数・従業員数)

平成24年度を平成21年度と比較すると、各県ともほぼ同水準にあり、九州全体で94.4%に減少している。

(県内総生産・1人当たり県民所得)

平成22年度を平成14年度と比較すると、福岡と沖縄以外は減少しており、九州全体で99.5%に減少している。

1人当たり県民所得は、福岡、佐賀、長崎、鹿児島、宮崎以外の3県で減少しており、九州全体で99.3%に減少している。もっとも、福岡以外は平成22年度1人当たり国民所得275万2千円を大きく下回り近年低水準で低迷している。

(相談件数)

法律相談センターの相談件数は、沖縄は増加しているものの他県は大幅に減少しており、九州全体で平成24年度は平成19年度の56.9%に減少している。

法テラス・法律相談援助件数は、熊本で3.6倍、沖縄で4.2倍など全県で大幅に増加しており、九州全体で平成24年度は平成19年度の225.8%と増加している。

両者を合わせた件数は、平成24年度は6万6601件で、平成19年度5万8822件の113.2%となっている。

(民事第1審通常訴訟件数)

平成24年度は、平成14年度比で地裁が110.01%、簡裁が99.6%であるが、過払金の影響で件数がピークとなった平成21年度と比較すると、地裁が63.1%、簡裁が56.5%と大幅に減少している。

(刑事第1審・再審新受件数)

平成24年度は、平成14年度比で71.8%と、全国の73%とほぼ同水準で減少している。

(家事審判・調停新受件数)

平成24年度は、平成14年度比で、審判が130.5%、調停が108.1%と、全国とほぼ同水準で増加している。

1-5-3 九州各県の現状

	九州全体	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	沖縄
人口(千人)									
2012年	14,553	5,085	843	1,408	1,185	1,807	1,690	1,126	1,409
2040年	12,114	4,379	680	1,049	955	1,467	1,314	901	1,369
	83.2	86.1	80.7	74.5	80.6	81.2	77.8	80.0	97.2
事業所数(数)									
H21	707,062	237,836	41,317	69,766	60,051	84,206	85,049	57,506	71,331
H24	667,441	224,833	39,101	65,467	56,303	79,219	80,279	54,955	67,284
H21比	94.4	94.5	94.6	93.8	93.8	94.1	94.4	95.6	94.3
従業者数(人)									
H21	6,072,321	2,267,485	359,235	558,434	509,675	717,823	683,406	458,683	517,580
H24	5,902,645	2,174,722	349,694	551,755	485,108	701,614	674,469	450,481	514,802
H21比	97.2	95.9	97.3	98.8	95.2	97.7	98.7	98.2	99.5
県内総生産(名目・百万円)									
H14	48,049,586	17,626,006	2,906,361	4,553,613	4,493,985	5,703,677	5,610,198	3,527,122	3,628,624
H22	47,808,192	18,041,898	2,867,595	4,377,020	4,293,466	5,559,799	5,446,148	3,496,699	3,725,567
H14比	99.5	102.4	98.7	96.1	95.5	97.5	97.1	99.1	102.7
1人当たり県民所得(千円)									
H14	2,399	2,706	2,517	2,265	2,672	2,365	2,378	2,209	2,080
H22	2,382	2,776	2,533	2,297	2,475	2,341	2,396	2,211	2,025
H14比	99.3	102.6	100.6	101.4	92.6	99.0	100.8	100.1	97.4
法律相談センター・相談件数									
H19	39,202	20,732	2,046	2,849	2,886	4,975	2,281	1,638	1,795
H24	22,304	10,948	1,139	1,526	1,681	2,267	1,172	1,080	2,491
H19比	56.9	52.8	55.7	53.6	58.2	45.6	51.4	65.9	138.8
法テラス・相談援助件数									
H19	19,620	7,419	1,129	2,594	2,788	1,426	1,431	1,855	978
H24	44,297	14,030	2,272	4,745	4,275	5,127	4,612	5,111	4,125
H19比	225.8	189.1	201.2	182.9	153.3	359.5	322.3	275.5	421.8
法テラス・代理援助件数									
H19	8,176	3,216	470	866	825	891	651	834	423
H24	14,770	6,055	679	1,324	1,195	1,536	1,362	1,640	979
H19比	180.7	188.3	144.5	152.9	144.8	172.4	209.2	196.6	231.4
民事第1審通常訴訟新受件数(地裁)									
H14	18,534	8,105	753	1,206	1,070	2,113	1,807	1,085	2,395
H21	32,335	13,141	2,170	2,789	2,152	3,169	3,064	2,504	3,346
H24	20,403	9,114	1,203	1,527	1,283	1,854	2,285	1,175	1,962
H14比	110.1	112.4	159.8	126.6	119.9	87.7	126.5	108.3	81.9
H21比	63.1	69.4	55.4	54.8	59.6	58.5	74.6	46.9	58.6
民事第1審通常訴訟新受件数(簡裁)									
H14	59,064	28,955	2,187	4,405	3,772	5,683	5,698	5,068	3,296
H21	104,157	49,449	4,328	6,978	6,213	9,887	10,106	7,322	9,874
H24	58,839	35,427	2,199	3,255	3,125	4,467	4,206	2,926	3,223
H14比	99.6	122.4	100.5	73.9	82.8	78.6	73.8	57.7	97.8
H21比	56.5	71.6	50.8	46.6	50.3	45.2	41.6	40.0	32.6
刑事第1審・再審新受件数									
H14	12,528	5,443	739	895	881	1,143	1,143	1,020	1,264
H24	9,000	4,248	459	604	593	1,049	770	498	779
H14比	71.8	78.0	62.1	67.5	67.3	91.8	67.4	48.8	61.6
家事審判事件新受件数									
H14	66,579	25,842	3,599	6,329	5,063	7,944	6,773	5,184	5,845
H24	86,897	32,843	5,619	7,608	6,759	10,333	9,022	6,362	8,351
H14比	130.5	127.1	156.1	120.2	133.5	130.1	133.2	122.7	142.9
家事調停新受件数									
H14	15,975	6,114	818	1,448	1,383	1,836	1,544	1,360	1,472
H24	17,265	6,700	901	1,484	1,271	2,146	1,683	1,413	1,667
H14比	108.1	109.6	110.1	102.5	91.9	116.9	109.0	103.9	113.2

1 今後の法曹人口の在り方

1-5 法的需要

1-5-4 需給ギャップの速やかな是正

1-5-4-1 公認会計士試験合格者数の推移

(士業大増員政策)

企業活動の多様化・複雑化・国際化に伴う需要は、弁護士業界に先駆けて公認会計士業界において増加する。この15年ほどの間に弁護士業界において現れた渉外系法律事務所を中心とした大規模化、海外支店の展開や外国法律事務所との提携、外資系大規模ローファームの進出などの現象は、これに先駆けて公認会計士業界においてみられた現象である。

平成14年までは、公認会計士試験の合格者数は、司法試験合格者とほぼ同じ水準で推移していた。平成7年は公認会計士試験合格者数722人に対し司法試験合格者数738人、平成14年は公認会計士試験合格者数1148人に対し司法試験合格者数は1183人である。平成14年の公認会計士数は1万3721人、弁護士数は1万8838人であった。

平成14年に司法制度改革審議会意見書において、平成22年頃までに新司法試験の合格者数年間3000人を目指すこと、平成30年頃までに実働法曹人口が5万人規模に達することが見込まれることが謳われたが、同じく平成14年に金融審議会総会で公認会計士試験においても年間2000人から3000人が新たに試験合格者となることを目指すこと、平成30年頃までに公認会計士の総数を5万人程度の規模と見込むことが提唱された。

これにより、専門職大学院として、法科大学院とともに会計専門職大学院の制度がスタートした。

また、平成18年に新司法試験制度と同じく新公認会計士試験制度が開始され、合格者数は平成18年3108人、平成19年4041人、平成20年3625人と急増した。

しかし、公認会計士に対する需要は増加せず、大量に輩出された公認会計士試験合格者を監査法人も企業も採用できずに、試験に合格しながら業務補助ができず公認会計士になれない就職難民が大量に発生するとともに、低所得の公認会計士が急増することとなった。近年の弁護士業界と同様の現象であり、明らかな供給過多による必然の結果である。

1-5-4-2 金融庁の対応

かかる現象を受けて、金融庁は平成21年に一旦合格者数を2229人まで減少させ、平成22年には2000人程度を目安とするとし、平成23年には1500人程度から2000人程度を目安とするとし、平成24年にはなお一層抑制的に運用されることが望ましいとして、合格者数を平成22年2041人、平成23年1511人、平成24年1347人と平成17年のレベルまで急減させた上、平成25年は1178人と平成14年のレベルまで急減させている。

この10年間で増員政策を大転換して事実上放棄し、需給ギャップの解消に取り組んでいるが、供給過多の状態を放置し公認会計士業界を破綻させることを回避すべく、その回復に取り組む国の施策の方向性は正しいといえる。

現在でも大量の低所得公認会計士と5000人を超える待機合格者が存在しており、合格者数はより一層抑制的に運用されることが見込まれるが、需給ギャップの解消には時間を要するものと思われる。

1-5-4-1 公認会計士試験合格者数の推移

	H07	H14	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	14年度比 ピーク年度比	
公認会計士 出願者数	10,414	13,389	15,322	20,796	20,926	21,168	21,255	25,648	23,151	17,894	13,224	127	52
合格者数	722	1,148	1,308	3,108	4,041	3,625	2,229	2,041	1,511	1,347	1,178	103	29
公認会計士会員数		13,721	14,826	16,213	17,257	17,915	18,943	20,038	21,325	23,119	26,110	190	
四号準会員数											5,575		
弁護士 出願者数	24,488	45,622	45,885	37,919	33,417	29,836	28,345	27,215	11,891	11,265	10,315	23	22
合格者数	738	1,183	1,464	1,558	2,099	2,209	2,135	2,133	2,069	2,044	1,929	163	87
弁護士数		18,838	21,185	22,056	23,154	25,062	26,958	28,828	30,518	32,134	33,682	179	

1-5-4-2 金融庁の対応

金融審議会総会(第16回)への公認会計士制度部会報告(H14. 12)

公認会計士試験制度を管理し、運営していく立場にある行政としては、わが国の経済社会を支える公認会計士の規模について、一定の目標と見通しを有することが適切である。すなわち、例えば、

1. 平成30年頃までに公認会計士の総数を5万人程度の規模と見込むこと
2. 年間2000名から3000名が新たに試験合格者となることを目指すことが考えられる。

平成22年以降の合格者数のあり方について(公認会計士制度に関する懇談会(第1回)配布資料)

公認会計士試験については、公認会計士・監査審査会において運用されているところであるが、平成22年以降、当面の合格者数については、金融庁としては、**合格者等の活動領域の拡大が進んでいない状況に鑑み**、懇談会のとりまとめを踏まえた所要の対応策が実施されるまでの間、**2000人程度を目安として運用**されることが望ましいものとする。

平成23年度以降の合格者数のあり方について(公認会計士制度に関する懇談会(第10回)配布資料)

公認会計士試験については、公認会計士・監査審査会において運用されているところであるが、**合格者等の活動領域の拡大が以前として進んでいないことに加え**
監査法人による採用が低迷していることに鑑み、平成23年度以降、当面の合格者数については、金融庁としては、**1500人程度から2000人程度を目安として運用**されることが望ましいものとする。

平成24年度以降の合格者数のあり方について(H24. 1. 5金融庁)

公認会計士試験については、公認会計士・監査審査会において運用され、平成23年の合格者数は1500人程度であったところであるが、**合格者等の活動領域の拡大が依然として進んでいないこと、監査法人による採用が低迷していることに鑑み**、平成24年度以降の合格者数については、**なお一層抑制的に運用**されることが望ましいものとする。

1 今後の法曹人口の在り方

1 今後の法曹人口の在り方

1-5 法的需要

1-5-5 法的需要の将来予測

1-5-5-1 社会経済事情の将来動向

1-5-5-1-1 将来推計人口

「日本の将来推計人口」(2012年1月・国立社会保障・人口問題研究所)における出生中位・死亡中位推計結果によると、総人口は今後長期の減少過程に入り、30年後の2040(平成52)年に1億730万人、50年後の2060(平成72)年に8670万人となり、人口割合は現在の68%となる。

生産年齢人口は8170万人から30年後(2040年)に5790万人、50年後(2060年)に4420万人となり、生産年齢人口割合は現在の54%となる。

1-5-5-1-2 将来GDP

GDP予測の前提条件は労働・資本・生産性の3要素であるが、日本では2050年に人口が3000万人減少(9700万人)する見込みであることから、労働・資本が大きく減少することが見込まれている。

「2050年シュミレーションと総合戦略」(2012年4月・日本経済団体連合会21世紀政策研究所)は、上記前提のもと、生産性について基本シナリオ1(生産性が先進国平均並みの1.2%に回復する)、基本シナリオ2(「失われた20年」(1991~2010)の生産性が継続し、経済が引き続き停滞する)、悲観シナリオ(政府債務残高の積み上がりが重石となり成長率が低下する)、労働力改善シナリオ(女性労働力率がスウェーデン並みに向上する)の想定を置いてGDPを予測しているが、人口減少の本格化で2030年代以降の日本経済はすべてのシナリオで恒常的なマイナス成長となる恐れがあると指摘されている。

基本シナリオ1では、40年後の2050年のGDPは現在の99%となる。

基本シナリオ2では40年後の2050年のGDPは現在の87%、財政悪化による成長率下振れの悲観シナリオでは現在の73%となる。

2014年2月19日に発表された「2050年への構想」(日本経済研究センター)の巻頭では、「日本については、このまま放置すれば、人口や経済規模が限りなく縮小、生活水準も下がり、国家破綻すら想定せざるを得ない状況に陥る可能性が低くないことが浮き彫りになってきました。」としている。

1-5-5-1-1 将来人口推計(出生中位・死亡中位)

2012年1月・国立社会保障人口問題研究所

	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年
総人口	128,057	124,100	116,618	107,276	97,076	86,737
0～14	16,839	14,568	12,039	10,732	9,387	7,912
15～64	81,735	73,408	67,730	57,866	50,013	44,183
65～	29,484	36,124	36,849	38,678	37,676	34,642
65歳以上割合	23.0	29.1	31.6	36.1	38.8	39.9

1-5-5-1-2 将来GDP推計

21世紀政策研究所

	2010年			2030年			2050年		
	GDP (10億ドル)	1人当たり (ドル)		GDP (10億ドル)	1人当たり (ドル)		GDP (10億ドル)	1人当たり (ドル)	
①基本1	4,085	31,899	100	4,384	107	37,593	4,057	99	41,791
②基本2	4,085	31,899	100	4,141	101	35,511	3,546	87	36,523
③悲観	4,085	31,899	100	3,803	93	32,614	2,972	73	30,612
④労働力改善	4,085	31,899	100	4,441	109	38,086	4,171	102	42,967

①基本1	生産性先進国平均並み → 生産性は回復するものの、人口減、投資減によりGDP成長率は2011～2020年は平均0.43%、2030年代以降はマイナス成長。この結果、GDPは世界第4位へ、一人当たりGDPは韓国に抜かれる
②基本2	「失われた20年」継続 → 日本の過去20年間の生産性上昇率0.5%が継続した場合、GDP成長率は2011～2020年は平均0.17%であるが、2020年代はマイナス成長となり、2041～2050年は▲0.86%。GDPは世界第5位へ、一人当たりGDPは世界第21位へ転落。
③悲観	財政悪化による成長率下振れ → 2010年代以降マイナス成長になり、GDPは世界第9位、一人当たりGDPは2010年より減少し世界第28位に転落、世界のトップグループから完全に転落。
④労働力改善	2040年までに女性労働力率がスウェーデン並みに → GDPは基本シナリオ1と比べ2.8%増加し、世界第4位へ。

1 今後の法曹人口の在り方

1-5 法的需要

1-5-5 法的需要の将来予測

1-5-5-1 社会経済事情の将来動向

1-5-5-1-3 国・地方の長期債務残高



社会経済事情の将来動向を見据えるにあたって、我が国・地方の長期債務残高は最も重要な指標の一つであり、国・地方の長期債務残高の将来動向は先にみた将来GDPの予測にも大きく影響を及ぼす要因となる。また、国・地方の長期債務残高の将来動向は、法的インフラ整備や法曹有資格者の活動領域拡大のための施策の実施にも大きな影響を及ぼす要因となる。

平成 25 年 12 月・財務省主計局発表によると、2013 年度末（実績見込）における国・地方の長期債務残高は 980 兆円、対 GDP 比率は 202% である。2014 年度政府案では 1010 兆円と 1000 兆円を超え、この他に財政投融资特別会計国債残高 101 兆円が存在する。

IMF 2012 によると、2012 年度の政府債務残高の対 GDP 比率は、日本 238%（1 位）、ギリシャ 158%（2 位）、イタリア 127%（5 位）、アメリカ 106%（11 位）、キプロス 84%（20 位）、スペイン 84%（22 位）、韓国 34%（117 位）、中国 23%（142 位）などであり、日本は突出している。

「2050 年シュミレーションと総合戦略」は、2015 年度までに段階的に消費税率を 10% に引き上げても、その後 2050 年度までさらなる収支改善を実施しない場合、2050 年時点の政府債務残高は対 GDP 比 594.6% となると指摘する（ただし、現実的には 600% に至る相当前の段階で財政破綻が生じられると思われるとする。）。

内閣府・中長期の経済財政に関する試算（2014 年 1 月 20 日）でも、経済再生ケース（日本経済再生プランの効果が着実に実現。今後 10 年の平均成長率は実質 2% 程度、名目 3% 程度）で 2023 年度の基礎的財政収支は▲8.4 兆円、財政収支は▲40.8 兆円、公債等残高は 1274 兆円（対 GDP 比 185.1%）であり、参考ケース（内外経済がより緩やかな成長経路となる場合）では 2023 年度の基礎的財政収支は▲17.8 兆円、財政収支は▲41.1 兆円、公債等残高は 1276 兆円（対 GDP 比 216.4%）である（いずれも復旧・復興対策の経費及び財源の金額を含んだベース）。

1-5-5-1-3 国・地方の長期債務残高

平成25年12月・財務省主計局

(兆円)	1998年	2003年	2008年	2010年	2013年	2014年
国	390	493	573	662	779	811
地方	163	198	197	200	201	200
合計	553	692	770	862	980	1,010
対GDP比率	108%	138%	157%	179%	202%	202%
社会支出	80	91	100	109		

1 今後の法曹人口の在り方

1-5 法的需要

1-5-5 法的需要の将来予測

1-5-5-1 社会経済事情の将来動向

1-5-5-1-4 過疎地対策

以下の視点から検証すると、過疎地対策は、今後の法的需要を増加させる要因とは考えがたい。

1-5-5-1-4-1 ゼロ・ワン地区の解消

前記「1-5-1-2 ゼロ・ワン対策」において述べたとおり、平成 25 年 10 月 1 日現在のゼロ地域は 0、ワン地域は 1 であり、ほぼ解消している。

日本弁護士連合会は平成 25 年 3 月 15 日に「司法サービスの全国展開と充実のための行動計画」を策定し、人口 3 万人以上の簡易裁判所管内及び人口 3 万人以上の市町村において弁護士ゼロ地域の解消を目指す等の目標を掲げており、弁護士アクセス改善による法的需要増加は一定程度期待できる。

もっとも、当会管内 8 県において平成 25 年 4 月現在 3 万人以上で弁護士登録 0 人の市町村は、福岡県 11（糟屋郡宇美町、糟屋郡篠栗町、糟屋郡志免町、うきは市、みやま市、嘉麻市、宮若市、中間市、遠賀郡水巻町、遠賀郡岡垣町、京都郡苅田町）、佐賀県 2（小城市、神崎市）、長崎県 4（西彼杵郡長与町、西彼杵郡時津町、西海市、南島原市）、大分県 2（臼杵市、由布市）、熊本県 2（上益城郡益城町、菊池市）、鹿児島県 3（日置市、いちき串木野市、曾於市）、宮崎県 0、沖縄県 4（南城市、中頭郡西原町、島尻郡南風原町、中頭郡読谷村）の合計 28 か所存在するが、都市部へのアクセスが容易なベッドタウンや過疎地が多く、現時点において弁護士事務所を開業できるだけの法的需要が見込まれない地域が相当数存在する。

全国における人口 3 万人以上で弁護士 0 の市町村においても同様の状況である可能性がある。

1-5-5-1-4-2 少子高齢化と過疎化の進行

平成 25 年 3 月・国立社会保障・人口問題研究所・地域別将来推計人口によると、少子高齢化と過疎化の傾向は地方においてより顕著である。上記の当会管内 8 県における市町村 28 か所のうち、30 年後の 2040 年時点において 3 万人以上の人口を維持しているのは 11 か所（39.3%）にすぎず、そのうち生産年齢人口を維持しているのは志免町（102.6）と南風原町（97.4）の 2 か所だけであり、生産年齢人口の減少は法的需要を減少させるものと考えられる。

1-5-5-1-4-3 コンパクトシティ構想

平成 25 年 5 月に国土交通省は集約都市形成支援事業制度要綱を制定し、同年 6 月 14 日にコンパクトシティの実現を定めた日本再興戦略が閣議決定され、同年 8 月 26 日に「国土交通省におけるコンパクトシティの取組について」が発表された。今後予測される急激な少子高齢化と過疎化において今後 50 年間に必要な社会資本の更新費は約 190 兆円とされる中、2037 年時点において維持管理更新費さえ賄えなくなる可能性があるとの認識のもと、国は、郊外に広がった都市機能を中心部に集めるコンパクトシティ構想を急速に進める方針を打ち出している。

コンパクトシティ構想の具体的な内容は未だ明らかではないものの、過疎地における将来の法的需要を一段と減少させる要因となると考えられる。

1-5-5-1-4 九弁連管内8県・2040年時点人口3万人以上弁護士0市町村

	志免町	苅田町	小城市	南島原市	長与町	菊池市	日置市	南城市	誂谷村	西原町	南風原町
人口											
2010年	43,564	36,005	45,133	50,363	42,535	50,194	50,822	39,758	38,200	34,766	35,244
2040年	49,450	30,302	37,057	30,919	38,153	37,851	37,866	35,803	37,412	35,967	39,726
指数	113.5%	84.2%	82.1%	61.4%	89.7%	75.4%	74.5%	90.1%	97.9%	103.5%	112.7%
15-64歳人口											
2010年	28,066	23,367	27,829	27,744	27,298	29,597	29,409	24,883	24,614	23,622	23,096
2040年	28,802	16,205	19,709	13,637	20,243	19,654	19,047	18,307	20,978	20,395	22,498
指数	102.6	69.3	70.8	49.2	74.2	66.4	64.8	73.6	85.2	86.3	97.4
65歳以上人口											
2010年	8,059	7,549	10,176	16,258	8,173	13,847	14,802	8,416	6,371	4,877	5,238
2040年	12,878	10,718	12,811	14,378	13,437	13,888	14,694	12,936	11,290	10,705	10,653
指数	159.8	142.0	125.9	88.4	164.4	100.3	99.3	153.7	177.2	219.5	203.4

1 今後の法曹人口の在り方

1-5 法的需要

1-5-5 法的需要の将来予測

1-5-5-1 社会経済事情の将来動向

1-5-5-1-5 法教育の発達

平成 15 年 9 月に法務省において発足した法教育研究会は平成 16 年 11 月に「我が国における法教育の普及・発展を目指して～新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために～」と題する報告書を発表し、平成 17 年 5 月には法教育推進協議会が発足して、小中高における法教育の実践と普及に取り組んでいる。

平成 24 年 11 月に「小学校における法教育の実践状況に関する調査研究」報告書（無作為抽出対象校 10,000 校、回収数 1,911 校、回収率 19.11%）が、平成 25 年 11 月に「中学校における法教育の実践状況に関する調査研究」報告書（無作為抽出 5,000 校、回収数 1,072 校、回収率 21.4%）が、それぞれ法務省より発表されている。

法律家や関係各機関と連携した授業・見学・研究などを行ったことがないという回答が小学校で 82.3%、中学校で 51.3%に上っており、連携は進んでいない。他方、連携したことがある学校では、小学校で 85%が、中学校で 83.7%（「とても充実した」と「まあ充実した」の合計）が連携により学習指導内容が充実したと回答しており、連携による効果は認識されている。

（全小学校・中学校・高校への法曹有資格者派遣）

文部科学省・平成 25 年度学校基本調査（確定値）によると、全国の小学校数は 21,131 校、中学校は 10,628 校、高等学校は 4,981 校、合計 36,740 校である（中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校を除く）。仮に、全小中高校において法曹派遣を実施すると、実施回数と現存の法曹による対応可能回数等の状況によるが、一定の法曹需要の拡大の可能性はある。

もっとも、予算措置を講じて法教育専属の法曹有資格者のための制度を創設しない限り、具体的な法曹有資格者数の増加に結び付けることは困難である。

（法教育の充実・発展による紛争予防機能の高まり）

反面、法教育が発達すると、社会の紛争予防機能も相当程度高度となり、事件数を減少させる要因となる。したがって、法教育の充実・発展は全体として法的需要を減少させる要因となると考えられる。

法律家や関係各機関と連携した授業・見学・教員研修の有無		
回答内容	実数	割合(%)
ある	332	17.7
ない	1543	82.3
有効回答	1875	100
未記入	36	
総数	1911	
「ある」の内訳(複数回答)		
回答内容	実数	割合(%)
裁判所	147	44.3
法務省・検察庁	39	11.7
弁護士会	46	13.9
司法書士会	16	4.8
大学教員	32	9.6
その他	104	31.3
有効回答	332	100

24年度以降法律家や関係各機関と連携した授業・見学・教員研修の有無		
回答内容	実数	割合(%)
裁判所	96	9
法務省・検察庁	65	6.1
弁護士会	72	6.7
司法書士会	10	0.9
大学教員	42	3.9
税務署	164	15.3
税理士会	59	5.5
警察署	265	24.7
その他	75	7
連携はしていない	540	50.4
無回答	32	3

1 今後の法曹人口の在り方

1-5 法的需要

1-5-5 法的需要の将来予測

1-5-5-1 社会経済事情の将来動向

1-5-5-1-6 紛争予防機能の発達



国民の権利意識の高まりは一定の紛争の増加、訴訟件数の増加をもたらしたが、その後の紛争予防機能の発達により紛争は相当程度減少している。

社会問題化した紛争に対する判決や法改正による国の対応も近年迅速化してきており、今後の国の施策の方向性としては、より迅速な対応が行われることが期待される。

例えば、賃貸借契約に伴う敷金返還については紛争が増加し社会問題化した。平成 10 年に制定された国交省ガイドラインが平成 16 年と平成 23 年に改訂されたことなどにより標準契約書の見直しが進み、最高裁平成 17 年 12 月 16 日判決及び最高裁平成 23 年 3 月 24 日判決を受けて、紛争件数は鎮静化へ向かっている。

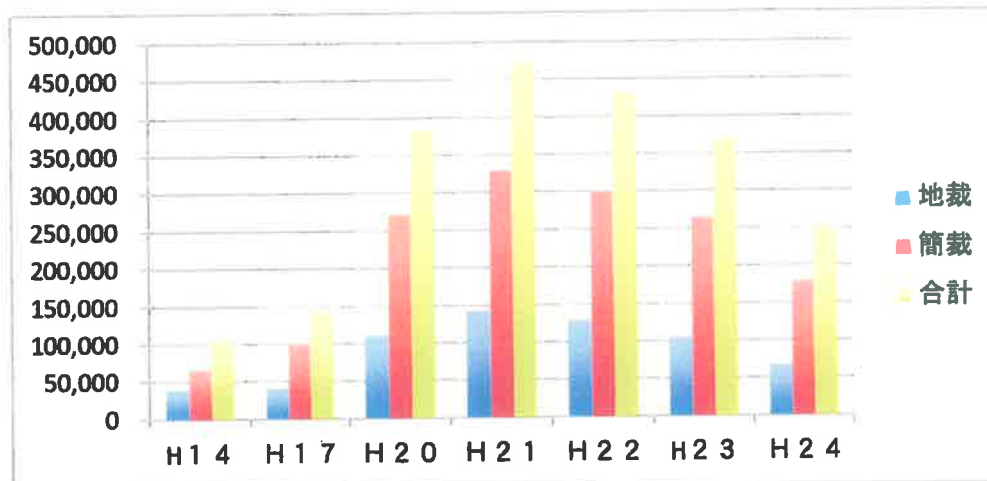
また、過払い金問題は貸金業法と利息制限法における制限利息が異なる法の不備を放置したことにより発生したものであり、特定調停件数が急増し、平成 18 年 1 月の最高裁判決後には不当利得返還請求訴訟件数が激増したものの、同年 12 月には改正貸金業法が成立して利息規制の適正化等が行われ、平成 23 年 6 月に完全施行されたことにより、事件数は急速に減少している。

ハンバーガーショップ、大手紳士服量販店、コンビニエンスストアなどの特にフランチャイズを中心とした店舗店長に関する未払残業問題は、特に東京地裁平成 20 年 1 月 13 日判決以降社会問題化した。厚生労働省の通達やその後の判例の積み重ねなどを受けて、企業における改善が進んでいる。最近の「ブラック企業」という認識の高まりも社会による是正作用が有効に機能している結果ともいえる。

国民の権利意識が更に高まり、あらゆる取引等において定型契約書等の改善普及が進むなどして、社会の紛争予防機能が一層高まることが予想される。さらに、前記の法教育の発達と結合することによる社会の紛争予防機能の高度な発達は、国による迅速な対応も期待される中で、紛争を洗練し、中長期的には法曹に対する法的需要を大きく減少させる要因として働くと考えられる。

1-5-5-1-6 第1審民事・過払い金等事件新受件数

	H14	H17	H20	H21	H22	H23	H24	H14年度比	前年度比
地裁	41,155	42,814	112,027	144,468	130,175	106,171	68,844	167	65
簡裁	68,146	103,239	274,115	331,307	303,372	266,554	180,603	265	68
合計	109,301	145,853	386,142	475,775	433,547	372,725	249,447	228	67



1 今後の法曹人口の在り方

1-5 法的需要

1-5-5 法的需要の将来予測

1-5-5-1 社会経済事情の将来動向

1-5-5-1-7 インフラの発達



(ICT政策)

日本は2000年11月に高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）を制定し、2001年1月に5年以内に世界最先端のIT国家となることを目標とする「e-Japan戦略」を、2003年7月にITの利活用による社会形成を目指す「e-Japan戦略Ⅱ」を、2005年いつでも、どこでも、何でも、誰でもネットワークに簡単につながれるユビキタス社会を目指す「u-Japan政策」を発表してICT活用による社会形成に取り組んでおり、「Active Japan ICT戦略」ではビックデータを活用した更なるICT社会の発展に取り組んでいる。

平成24年7月25日情報通信審議会「知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方」答申では、アクティブライフ戦略の2015年に向けた目標として「国内外どこでもフェイス to フェイスのリアルコミュニケーション（3次元遠隔会議）を可能とし、ネットワークを利用したロボットの活用等により、リアルとバーチャルが融合する環境の実現」を掲げ、「フェイス to フェイスのリアルコミュニケーションを可能とするためのナチュラユザーインターフェース技術、リアルコミュニケーション技術、AR技術、ロボット技術等の融合技術を2015年に実現する」とする。

(法的サービス分野におけるICT活用の発展)

現状では、法的サービス分野におけるICTの活用は遅れているが、今後ビックデータと人工知能の発達に伴い加速度的に環境が整備されることが予想される。

法律、判例等の基礎情報の提供、契約書などの法律書面の提供に止まらず、法的なリスク判断を行う高度システムが発達し弁護士の人的作業を伴わない法的サービスの提供が相当程度普及していくことが予想される。

テレビ会議システムの技術的進歩により対面と遜色のない相談が可能となり、場所的・時間的アクセス障害の解消が進むことが予想される。

自動同時通訳システムの技術的進歩により言語障害が解消され、国内において外国の法的サービスを容易に享受できるようになると予想される。

国内製造業において海外・社外へのアウトソーシングが急速に進んだように、国内法律産業においても外国法律事務所や法的情報提供専門会社等との提携により海外へのアウトソーシングが進むことが予想される。

ICT社会の発展は、特に弁護士人口に対する需要を減少させる要因となると考えられる。

2020年を見据えた重点領域	具体的方向性
①アクティブライフ戦略(アクティブで快適な暮らし)	ICT活用により高齢者の労働参画を可能とするなど、全ての世代の人々がアクティブに社会参画できるICT利活用環境の実現
②アクティブデータ戦略(ビックデータ利活用による社会・経済成長)	多種多量のデータをリアルタイムに収集・伝送・解析等利活用して課題解決につなげるとともに、数十兆円のデータ利活用市場の創出
③リッチコンテンツ戦略(リッチコンテンツの享受)	いつでもどこでも誰でも好きな端末でリッチコンテンツ／アプリケーションを享受できる次世代テレビのグローバルなプラットフォームの実現
④アクティブコミュニケーション戦略(堅牢・柔軟なICインフラの構築)	災害時でも復活しやすい、堅牢・高性能な重層的ブロードバンドの展開により有無線一体の世界最先端のブロードバンド環境の実現
⑤安心・安全／高信頼ICT戦略(世界最高水準のセキュリティの実現)	新たな技術・サービスに適応し、サイバー攻撃等の影響を受けない世界最高水準のサイバーセキュリティ環境の実現

1 今後の法曹人口の在り方

1-5 法的需要

1-5-5 法的需要の将来予測

1-5-5-2 訴訟件数



「1-5-1 法的需要の推移」でみたとおり、裁判所の事件数と法律相談件数は、平成 21 年以降減少局面に入っている。

「1-5-5-1 社会経済事情の将来動向」から、中長期的には現在よりもさらに減少する可能性が高い。

唯一増加している家事事件についても、平成 23 年は婚姻件数が初めて 70 万件を割って 66 万 1895 件（対前年比 94.5%）となる中、離婚件数も平成 14 年の 29 万件をピークに減少し平成 23 年は 23 万 6 千件となり（対前年比 97.8%）、晩婚化、少子高齢化、単身率の大幅な上昇から考えても、中長期的には減少することが予想される。

したがって、少なくとも大幅に増加することを予測される要因は見いだすことはできない。

1 今後の法曹人口の在り方

1-5 法的需要

1-5-5 法的需要の将来予測

1-5-5-3 活動領域の拡大

1-5-5-3-1 基本的視点

適正な法曹人口（弁護士人口）の判断要素として法曹需要（弁護士需要）を検討する場合、需要の総量と需要の質が問題となるが、いずれにしてもそれが具体的にどれくらいの供給を要するものかの検証が不可欠であり、また供給面においても量と質が問題となる。

弁護士の活動領域の拡大は直ちに弁護士需要の量の拡大を意味するものではない。需要の質の変化と捉えることができる場合であっても、当然に需要の量の拡大を伴うものではない。

そして、需要の質の変化にはそれに対応する供給の質の変化が必要となるが、供給の質の変化は必ずしも新たな供給源（弁護士）を必要とするものではなく、既存の供給源（弁護士）の対応（質の変化）でまかなわれる場合も多い。

1 今後の法曹人口の在り方

1-5 法的需要

1-5-5 法的需要の将来予測

1-5-5-3 活動領域の拡大

1-5-5-3-2 企業内弁護士

(企業内弁護士数の推移等)

企業内弁護士数は、平成 20 年度以降急増し、平成 24 年度は 771 人と平成 14 年度の 79 人の 9.8 倍に増加しているが、増加した 707 人の 94.8% (670 人) は東京経済圏と大阪経済圏が占めている。

また、証券等の金融業、銀行・保険業、機械・電気・精密機器等メーカー、情報・通信業、卸売・小売業の 5 業種で全体の所属先の 7 割以上を占めているなか、上位 20 社の内訳をみるとほぼ 10 人程度で高止まりしている傾向が見受けられる。

(企業側の採用意欲)

日弁連が平成 21 年 11 月に上場企業等 5212 社に対して実施したアンケート調査 (回答 1196 社) において、現在弁護士を採用していないと回答した 1149 社に対し今後の弁護士採用予定を聞いたところ、消極的回答が 97.8%であった (理由としては、「顧問弁護士で十分」73.9%、「現在の法務部・知的財産部等既存のセクションで不自由しない」13.8%、「報酬 (給与) 問題」12.2%等となっている。)。同じく日弁連が平成 25 年 1 月に実施したアンケート調査 (対象上場企業等 5932 社、回答 1260 社) では、現在弁護士を採用していないと回答した 1182 社に対し今後の弁護士の採用予定を聞いたところ、消極的回答は 97.1%とほぼ前回調査と同様である。

企業法務部【第 10 次】実態調査の分析報告 (同目次 9) においても、平成 22 年に法務部門で日本の弁護士登録者を採用したいかをたずねたところ、「是非採用したい」は 3% (938 社中 28 社)、「できれば採用したい」は 8.1% (938 社中 76 社) と積極採用の意欲を示した社は 8.4% に止まり、平成 17 年調査時よりも減少している。

それゆえ、企業内弁護士に対する需要は、今後一定の増加が見込まれるものの、既存弁護士の出向・派遣等を考慮すると、極めて限定的であると考えられる。

(法曹有資格者の社外取締役の義務化)

上場企業における法曹有資格者の社外取締役の義務化を実施すると、2012 年末現在の全国上場会社数は 2645 社であり、一定の法曹 (弁護士) 需要の増加が見込まれる。もっとも、大部分は非常勤となるものと思われ、既存の弁護士による対応で賄われ、これに結び付く新規法曹 (弁護士) 増加数は限定的であると考えられる。

1-5-5-3-2 企業内弁護士

検討会議・第10回・資料1

	H13	H14	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H13年度比	前年度比
企業内弁護士数	64	79	187	267	354	435	588	771	1,205	131
弁護士採用企業数	39	48	104	158	245	257	330	493	1,264	149
1企業当たり採用弁護士数	1.64	1.65	1.80	1.69	1.44	1.69	1.78	1.56	95	88

2012年6月企業内弁護士雇用数企業上位20社

顧問会議・参考資料5・目次10・添付資料5

1 三菱商事	16	野村証券	8
2 みずほ証券	11	12 ソフトバンクモバイル	7
伊藤忠商事	11	第一生命保険	7
三井住友銀行	11	ゴールドマンサックス証券	7
5 ソフトバンクモバイル	10	15 日本GE	6
SMBC日興証券	10	日本放送協会	6
三井物産	10	パークレイズキャピタル証券	6
パナソニック	10	大塚製薬	6
ヤフー	10	旭硝子	6
10 三菱東京UFJ銀行	8	20 あらた監査法人	5

4大経済圏の上場企業数と企業内弁護士数の比較

顧問会議・参考資料5・目次10・添付資料3

上場企業数	H14		H24		H14年度比	
	企業内弁護士数	%	企業内弁護士数	%		
東京経済圏	1,942	62	3.2	672	34.6	1,084
大阪経済圏	709	2	0.3	62	8.7	3,100
名古屋経済圏	287	0	0.0	19	6.6	
福岡経済圏	82	0	0.0	0	0.0	
その他	0	0		18		
全国合計	3,609	64	1.8	771	21.4	1,205

日弁連アンケート(H21・11)

顧問会議・参考資料5・目次1

上場企業等5212社(回答1196社)

弁護士を採用していない企業1149社(96.2%)

採用に消極的	57.6%	97.8%
関心あるが具体的検討なし	37.5%	
採用予定ないが検討中	2.7%	
募集してないが採用予定あり	1.6%	2.2%
現在募集中	0.6%	

日弁連アンケート(H25・1)

弁護士白書2013

上場企業等5932社(回答1260社)

弁護士を採用していない企業1182社(93.8%)

採用に消極的	55.0%	97.1%
関心あるが具体的検討なし	37.5%	
採用予定ないが検討中	4.6%	
募集してないが採用予定あり	1.6%	2.5%
現在募集中	0.9%	

企業法務部【第10次】実態調査分析報告

顧問会議・参考資料5・目次9

回答938社

是非採用したい	3.0%	11.1%
できれば採用したい	8.1%	

1 今後の法曹人口の在り方

1-5 法的需要

1-5-5 法的需要の将来予測

1-5-5-3 活動領域の拡大

1-5-5-3-3 国・地方公共団体

(任期付職員)

中央省庁等では「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」の施行に伴い 2000 年 11 月から、地方公共団体では「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」の施行に伴い 2002 年 7 月から、任期付公務員制度がスタートした。

人事院によると、任期付職員法に基づき中央省庁等の一般職職員に採用された在職者数は、平成 13 年の 58 人から平成 23 年は 1089 人と約 19 倍に増加しており、うち弁護士は 10 人から 139 人と約 14 倍に増加している。新規採用者数は、平成 13 年の 44 人から平成 23 年は 329 人と 7.5 倍に増加し、うち弁護士は 10 人から 70 人と 7 倍に増加している。

日弁連の調査によると、2013 年 6 月 1 日現在で弁護士登録をしている任期付公務員は、中央省庁等で 89 人、地方公共団体で 31 人で合計 120 人となっている（その他、地方公共団体で常勤職員として勤務している弁護士もいる。）。

平成 26 年 1 月 1 日現在における地方公共団体数は 1742 であり、今後は特に地方公共団体において一定の需要増が期待されるものの、行財政改革における公務員数削減及び経費削減を考慮すると、大幅な増加は期待できない。

また、任期付職員は、更新が認められる場合があるものの、法律により原則として任期は 5 年を超えない範囲に制限されている。

したがって、任期付職員の需要は、主に弁護士在籍数の多い法律事務所からの派遣など、既存の弁護士による対応で賄うしかなく、これに結び付く新規法曹（弁護士）増加数は限定的であると考えられる。

(国家による専門分野弁護士養成機関)

TPP や FTA など国際取引ルールの発展を見据えて企業の国際競争力を強化するために、国家戦略として専門分野弁護士を組織的に養成することには一定の合理性がある。

例えば、司法修習修了者の中から一定数の者を専門分野弁護士養成機関に採用し数年間専門教育を行うとともに各省や公共団体等において実務能力を養い、養成期間終了後は企業や各省・公共団体等において雇用する制度を新たに創設すれば、年間採用者数分だけ新規法曹（弁護士）増加に結びつけることができる。

(全ての大使館・総領事館・国際機関での弁護士駐在)

今後の国際社会の進展を見据えて、国家戦略として全ての大使館・総領事館・国際機関等において情報収集・分析や在留邦人・法人に対する法的助言等を行うために弁護士を駐在させることには一定の合理性がある。上記の専門分野弁護士養成機関と連動させることにより更なる効果を発揮することが期待できる。

平成 26 年 1 月 1 日現在における大使館・総領事館・政府代表部の実館の総数は 204 である。

1-5-5-3-3 任期付き職員法に基づく採用状況(中央省庁等)

顧問会議・参考資料5・目次5

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	13年度比
12月31日現在在職者数	0	58	123	175	348	498	620	743	917	1,032	1,024	1,089	1,878
うち弁護士	0	10	20	36	55	59	63	73	96	105	115	139	1,390
(割合)		17.2	16.3	20.6	15.8	11.8	10.2	9.8	10.5	10.2	11.2	12.8	
新規採用者数	19	44	81	101	220	233	243	258	286	356	286	329	748
うち弁護士	1	10	13	29	32	27	35	39	51	50	46	70	700
(割合)	5.3	22.73	16.05	28.71	14.55	11.59	14.4	15.12	17.83	14.04	16.08	21.28	

1-5-5-3-3 任期付公務員の状況

弁護士白書2013

内閣府	1				※ 2013年6月1日現在弁護士登録をしている弁護士のみ計上			
公正取引委員会	9							
金融庁	19							
総務省	4							
消費者庁	9							
法務省	3							
外務省	1							
財務省	10							
国税庁	14							
経済産業省	7							
資源エネルギー庁	1							
特許庁	2							
厚生労働省	1							
国土交通省	1							
環境省	2							
衆議院法制局	1							
参議院法制局	1							
中央省庁等				89				
地方公共団体				31				
合計					120			

1-5-5-3-3 在外公館の設置状況(平成26年1月1日現在)

外務大臣官房総務課

	実館	兼館	合計
大使館数	136	58	194
総領事館数	60	0	60
政府代表部	8	1	9
上記合計	204	59	263
出張駐在官事務所・領事館事務所	23	0	23
総計	227	59	286

1 今後の法曹人口の在り方

1-5 法的需要

1-5-5 法的需要の将来予測

1-5-5-3 活動領域の拡大

1-5-5-3-4 海外展開

(現地法人の現状)

海外の現地法人数は、1990 年度に 7986 社、2000 年度に 1 万 4991 社であったのが、2011 年度は 1 万 9250 社と、1990 年度比で 241%、2000 年度比で 128.4%と増加している。2011 年度の売上高は 1990 年度比で 182.6 %、2000 年度比で 141.3%、経常利益は同 1118.8%、338.3%と増加している。地域別現地法人分布を 2000 年度と 2011 年度で比較すると、北米は構成比が 22.1%から 14.9%へ減少し法人数も 456 社減少している一方、アジアは構成比が 48.3%から 62.8%へ増加し法人数も 4845 社増加している。現地法人はアジアへシフトするとともにアジアで増加していることがわかる。内閣府・平成 25 年版経済財政白書は、2000 年度と 2010 年度の企業活動基本調査の個票の分析の結果、大企業（資本金 3 億円以上）は海外進出企業の割合が増加して半数を超え、中小企業（資本金 3 億円未満）は大企業を上回る勢いで増加し約 2 割となっていると指摘する。政府は中小企業海外展開支援の方向へ舵を切り、平成 24 年度中小企業海外展開支援関連事業費は総額 577 億円に上り平成 25 年度も同様の事業が継続されている（中小企業経済白書 2013）。今後も企業の海外展開は増加することが予想される。

(企業の海外展開が国内法的需要に及ぼす影響)

内閣府・平成 25 年版経済財政白書は、1990 年代の「国内生産代替型」から近年では「現地市場獲得型」の海外進出にシフトしつつあると指摘する。今後、現地法人はアジアから南米、アフリカへシフトするとともに一定数増加していくことが予想される。企業の海外進出と国内産業への影響については議論があるが、内閣府「空洞化に関する企業の意識調査」によるとリーマンショック後海外進出企業は国内拠点を閉鎖・縮小させており、近年の大手メーカーによる国内工場閉鎖に見られるように、国内の企業数、雇用者数を減少させる効果が一段と高まることが懸念される。

したがって、企業の海外展開の促進は中長期的には国内法的需要の減少要因と考えられる。

(企業の海外展開による新たな法的需要の中身)

内閣府・「空洞化に関する企業の意識調査」によると、非進出企業が求める政策は「現地の市場環境・税制・法制度に関する情報提供」「債権回収・為替変動への対応などのリスクマネジメント情報の提供」が全体の 4 割弱を占め、情報提供を求めている。

前記の国の支援事業も情報提供や手続支援のニーズに応えるものが主となっているが、これはある程度パッケージ化することが可能であり、今後年 1000 社の新規進出がありその全てに法的サービスを提供すると仮定しても、大部分は既存の弁護士による対応で賄われこれに結び付く新規法曹（弁護士）増加数は限定的であると考えられる。

(WTO, TPP, FTA の進展)

WTO, TPP, FTA の進展は域内貿易・投資活動の活性化をもたらし、国内法曹需要の増加要因となり得る。他方、クロスライセンスの拡大は弁護士増加要因にも減少要因にもなり得る。その他、ISDS 条項、ABS（弁護士以外の者が経営又は報酬分配に参加する法律事務所の形態）の進展が弁護士数の増減に及ぼす影響についても検証が必要である。

1-5-5-3-4 現地法人企業の基礎データ								総務省・海外事業活動基本調査
	1990年	2000年	2005年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
現地法人企業数(社)	7,986	14,991	15,850	16,732	17,658	18,201	18,599	19,250
新規設立企業数		344	495	409	364	310	402	637
撤退企業数		696	561	449	472	659	608	572
売上高(百万円)	99,806,407	129,014,979	184,950,495	236,208,099	201,679,131	164,466,063	183,194,818	182,242,114
経常利益(百万円)	949,617	3,140,586	7,608,871	11,352,577	7,283,212	6,973,659	10,900,398	10,624,778
製造業の海外生産比率(海外進出企業ベース)			30.6	33.2	30.4	30.5	31.9	32.1
製造業の海外生産比率(国内全法人ベース)			16.7	19.1	17.0	17.0	18.1	18.0

1-5-5-3-4 地域別現地法人分布								総務省・海外事業活動基本調査
	2000年	(構成比)	2010年	(構成比)	2011年	(構成比)	対2000増加数	対前年増加数
全地域	14,991	100.0	18,599		19,250		4,259	651
北米	3,316	22.1	2,860	15.4	2,860	14.9	▲ 456	0
アジア	7,244	48.3	11,497	61.8	12,089	62.8	4,845	592
(中国)	2,530	16.9	5,565	29.9	5,878	30.5	3,348	313
(ASEAN4)	2,478	16.5	3,027	16.3	3,111	16.2	633	84
(NIEs3)	1,911	12.7	2,167	11.6	2,238	11.6	327	71
(その他アジア)	0	0.0	743	4.0	862	4.5	862	119
欧州	2,682	17.9	2,536	13.6	2,614	13.6	▲ 68	78
その他	1,749	11.7	1,706	9.2	1,687	8.8	▲ 62	▲ 19

1-5-5-3-4 中小企業海外展開支援(H24実施事業)			中小企業白書2013
	H24実績(億円)	H25予定(億円)	
1 中小企業海外展開支援会議			
2 中小企業海外展開等支援事業	27.6	31.5	
3 Japanブランド育成支援事業	3.9	31.5	
4 海外展開中小企業経営基盤強化事業	24.0		
5 海外情報提供事業	0.6	0.5	
6 経済産業人材育成支援事業	21.6		
7 インフラビジネス等展開支援人材育成事業	7.0		
8 新興市場開拓人材育成支援事業		15.1	
9 貿易投資促進事業		14.8	
10 海外展開資金	369.0	(継続)	日本公庫による財政投融資のH24貸付実績。1, 087件。
11 BOPビジネスの推進等	1.6	(継続)	ジャイカによる支援策提供。インド等9か国では現地コーディネーター設置し個別支援体制を強化。
12 ODA活用	20.0	20.0	
13 小規模事業者海外展開事業化・研修支援	20.0		
14 海外高度人材育成確保支援事業		0.6	
15 新興国進出支援専門家派遣事業	42.0	(継続)	
16 ノン・プロジェクト型無償資金協力	20.0	25.0	
17 中小企業国際展開支援	20.0		
	577.3		

2 法科大学院の在り方

2-1 法科大学院の現状

2-1-1 法科大学院の定員数等

(設置数)

法科大学院の設置数は、制度創設初年度の平成 16 年度は 68 校でスタートし、平成 17 年度は 74 校となり、以降平成 24 年度まで 74 校で推移したが、平成 25 年度に姫路獨協大学が廃止され 73 校となっている。

(入学定員数)

法科大学院の定員数は、初年度が 5590 人、平成 17 年度に 5825 人となったが、平成 20 年に 1 校▲30 人で 5795 人、平成 21 年度に 2 校合計▲30 人で 5765 人、平成 22 年度には一挙に 53 校▲856 人とし 4909 人、平成 23 年度に 23 校▲338 人、平成 24 年度に 8 校▲87 人、平成 25 年度に 9 校（うち 4 校募集停止）▲223 人と、10 年間で▲1564 人となり、平成 25 年度入学定員は 4261 人（ピーク時の 73.2%）となっている。

(志願者数)

法科大学院志願者数等の減少の現状については、前記「1-3-1 法曹志願者数の減少」でみたとおりである。

平成 16 年度と平成 25 年度を比較すると、法科大学院出願者数は 7 万 2800 人から 1 万 3924 人と 19.1%（▲5 万 8876 人）、法科大学院受験者数は 4 万 810 人から 1 万 2389 人と 30.4%（▲2 万 8421 人）に減少し、適性試験受験実数は 3 万 5521 人から 5967 人と 16.8%（▲2 万 9554 人）に減少している。

(入学者数)

法科大学院入学者数は平成 16 年度の 5767 人から平成 25 年度の 2698 人と 46.8%（▲3069 人）に減少している。

平成 25 年度実施分の適性試験受験者数から推計される平成 26 年度入学者数は 2167 人となる。

(未修者・非法学系・社会人入学者)

平成 16 年度と平成 25 年度を比較すると、入学者総数の減少が 46.8%であるのに対して、未修者コース入学者は 31.6%、非法学系入学者は 25.3%、社会人入学者は 18.4%と減少率が著しく大きい。実数においても、非法学系入学者は 1988 人から 502 人（▲1486 人）、社会人入学者は 2792 人から 514 人（▲2278 人）となっている。

2-1-2 入学者募集停止校

平成 24 年 4 月に初めて姫路獨協大学が入学者募集を停止したのを皮切りに、平成 25 年 4 月に 4 校が募集を停止、平成 26 年 4 月に 4 校が（平成 26 年 2 月 20 日に信州大学が募集停止を発表し、同月 25 日に東海大学が募集停止する旨が報道された。）、平成 27 年 4 月に 1 校が募集を停止する予定である。予定を含めた入学者募集停止校は合計 10 校となる。

2-1-1 法科大学院定員数等												第2回・資料2、参考資料2・目次18	
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H16年度比	前年度比
法科大学院設置数	68	74	74	74	74	74	74	74	74	73			
法科大学院入学定員	5,590	5,825	5,825	5,825	5,795	5,765	4,909	4,571	4,484	4,261	3,809	68.1	89.4
適正試験受験実数	35,521	21,429	17,872	16,680	14,323	11,870	9,370	7,909	7,249	5,967	4,792	13.5	80.3
法科大学院志願者数	72,800	41,756	40,341	45,207	39,555	29,714	24,014	22,927	18,446	13,924		19.1	75.5
法科大学院受験者数	40,810	30,310	29,592	31,080	31,181	25,863	21,319	20,497	16,519	12,389		30.4	75.0
法科大学院入学者数	5,767	5,544	5,784	5,713	5,397	4,844	4,122	3,620	3,150	2,698	2,167	46.8	85.7
定員充足率	103.2	95.2	99.3	98.1	93.1	84.0	84.0	79.2	70.2	63.3			
未修者	3,417	3,481	3,605	3,544	3,331	2,823	2,199	1,704	1,325	1,081		31.6	81.6
社会人	2,792	2,091	1,925	1,834	1,609	1,298	993	763	689	514		18.4	74.6
非法学系	1,988	1,660	1,634	1,490	1,410	1,224	888	748	591	502		25.3	84.9

※ 適正試験受験実数は前年実施分

2-1-2 入学者募集停止校		
H24年4月募集停止	姫路獨協大学	H25年3月廃止
H25年4月募集停止	大宮法科大学院大学	
	明治学院大学	
	畿河台大学	
	神戸学院大学	
H26年4月募集停止	東北学院大学	
	大阪学院大学	
	信州大学	
	東海大学	
H27年4月募集停止	島根大学	

2 法科大学院の在り方

2-1 法科大学院の現状

2-1-3 九州の法科大学院の現状

(設置数)

九州には、福岡 4 校、熊本 1 校、鹿児島 1 校、沖縄 1 校の合計 7 校の法科大学院が存在している。

佐賀、長崎、大分、宮崎には法科大学院は存在しない。

(入学定員等)

平成 25 年度の入学定員は 7 校合計で 224 人、定員充足率は 7 校平均で 46% と、全国平均 63.3% をさらに大きく下回る。充足率で全国平均を超えているのは九大 (71.4%)、琉球大 (63.6%) だけであり、久留米大は 10% にとどまっている。

平成 26 年度は▲31 人で 193 人となる予定である。

(累積合格率)

累積合格率で全国平均 49.2% を超えるのは 0 校であり、最高は九大の 48.1% で他は相当の開きがある。

(単年度合格率)

平成 25 年度は合格率が全国平均 26.77% を超えたのは 0 校であった。

最高は九大の 24.07% で他は相当の開きがある。

2-1-4 地元出身者比率

平成 16 年度から平成 24 年度の全入学者数に占める地元県出身者の割合及び九州沖縄出身者の割合をみると、6 校 (琉球大を除く。) 平均で、地元県出身者が 42.8%、九州沖縄出身者が 74.8% と高い。

特に、西南大は地元県出身者が 5 割を超え、久留米大、西南大、熊本大は九州沖縄出身者が 8 割を超える。

2-1-3 九州の法科大学院の現状

	全国	九大	久留米	西南	福岡	熊本	鹿児島	琉球	合計
H25入学定員	4,261	70	30	35	30	22	15	22	224
H25入学者数	2,698	50	3	16	7	9	4	14	103
(入学充足率)	63.3%	71.4%	10.0%	45.7%	23.3%	40.9%	26.7%	63.6%	46.0%
H26入学定員予定	3,809	70	15	35	20	16	15	22	193
(増減)	▲ 452	0	▲ 15	0	▲ 10	▲ 6	0	0	▲ 31
教員派遣(裁判官)		○	○	×	○	○	○	○	
(検察官)		○	×	×	×	○	○	○	
司法試験合格率 H23	23.54%	21.00%	7.69%	7.69%	8.11%	10.26%	6.25%	16.67%	11.77%
H24	25.06%	26.24%	8.57%	19.35%	16.13%	12.24%	10.81%	16.67%	12.53%
H25	26.77%	24.07%	4.76%	9.62%	9.38%	14.29%	2.86%	18.75%	13.39%
累積合格率	49.20%	48.10%	18.90%	25.60%	38.10%	28.70%	11.70%	32.50%	
未修者合格率 H23	16.23%	15.65%	6.67%	7.69%	8.33%	8.33%	6.25%	16.67%	8.12%
H24	17.22%	19.47%	6.45%	18.33%	16.67%	12.77%	10.81%	16.67%	8.61%
H25	16.61%	14.81%	5.13%	8.16%	9.68%	15.22%	2.94%	18.75%	8.31%

= 合格率が全国平均の半分未満

2-1-4 地元出身者比率

	九大	久留米	西南	福岡	熊本	鹿児島	6校合計
全入学者数(H16-24)	833	214	354	308	239	183	2,131
うち九州沖縄出身者	587	188	309	197	199	115	1,595
	70.5%	87.9%	87.3%	64.0%	83.3%	62.8%	74.8%
うち地元県出身者	306	96	189	136	104	81	912
	36.7%	44.9%	53.4%	44.2%	43.5%	44.3%	42.8%

2 法科大学院の在り方

2-1 法科大学院の現状

2-1-5 公的支援の見直しの更なる強化策

(公的支援の見直し強化策)

平成 25 年 11 月 11 日に文部科学省より「組織見直し促進のための公的支援見直しの更なる強化策」が発表された。

これによると、①司法試験合格率、②法学未修者の司法試験合格率、③入学定員の充足率、④法学系以外の課程出身者・社会人の受入状況、⑤地域配置・夜間開講状況という指標をもとに、各法科大学院を第 1 類型から第 3 類型まで 3 つの類型に分類し、それぞれに基礎額・加算の条件、加算率を設定し、公的支援の配分を決定するとされる。

第 1 類型に分類されても基礎額は 90%に減額されるが、第 2 第 3 類型該当校支援プログラム等による加算を得ることにより 120%まで増額する可能性がある。

第 3 類型に分類されると平成 27 年度の基礎額は 50%、平成 28 年度の基礎額は 0%となり、かつ加算は連合の場合の 50%しか認められていない。したがって、平成 27 年度中に連合をしない限り 100%の補助を受けることができず、事実上経営が成り立たないことが予想される。

第 2 類型はさらに A から C の 3 類型に分類され、基礎額は 80%、70%、60%となるが、特に B 及び C については、事実上連携・連合をしないと 100%の補助を受けることは厳しいと思われる。

したがって、第 2 類型 B、第 2 類型 C、第 3 類型に該当する法科大学院は、他の法科大学院（第 3 類型に該当する法科大学院は第 1・第 2 類型に該当する法科大学院）と連携・連合しない限り、存続が困難となるものと思われる。

(人的支援の見直し)

また、同時に法務省より示された人的支援の見直しの基準によると、第 3 類型に該当する法科大学院については次年度より教員派遣は行われず、第 2 類型 B 及び C に該当する法科大学院については、直近の入学者選抜における入学者数が 10 名未満の場合には次年度より教員派遣が行われないこととなる。

2-1-5 組織見直し促進のための公的支援見直し強化策(H25. 11. 11・文科省)

指標	① 司法試験合格率	点数	基礎額	加算条件	加算率
	- 累計合格率が全国平均以上 12点 - 平均未満 下記以外 6点 「合格率が全国平均の半分未満」が3年連続 0点	第1類型	25～32点	90%	5～20%
	- 法学未修者の司法試験合格率 - 直近合格率が全国平均以上 8点 - 平均未満 下記以外 4点 「合格率が全国平均の半分未満」が3年連続 0点	第2類型	A 20～24点	80%	5～50%
			B 15～19点	70%	
			C 10～14点	60%	
	③ 入学定員の充足率	第3類型	0～9点	H27	
	- 直近入学定員充足率が75%以上 8点 75%未満50%以上 4点 50%未満 0点			50%・連合	50～60%
				H28～	
				0%・連合(地域・夜間校のみ)	50～60%
	④ 法学系以外の課程出身者 OR 社会人	人的支援見直しの基準			
	- 直近の入学人数が10人以上かつ割合が全国平均以上 4点 - 上記以外 0点				
	⑤ 地域配置				
	- 同一都道府県内に2校以下 4点 - 同一都道府県内に3校以上 0点	第2-B	直近入学人数10名未満の場合		
	夜間開講	第2-C	次年度の教員派遣をしない		
	- 実施 4点 - 実施せず 0点	第3	次年度の教員派遣をしない		

2 法科大学院の在り方

2-1 法科大学院の現状

2-1-6 見直し強化策のあてはめ結果

関東・近畿ブロック以外の各ブロックに属する法科大学院について、文部科学省が発表した見直し強化策に示された指標を、公表されているデータをもとに当てはめた結果が右の2-1-3である。ただし、指標④「法学系以外の課程出身者の入学者数・割合」又は「社会人の入学者数・割合」については、国立・公立・私立別のデータは公表されているが、各校別のデータは公表されていないことから考慮していない。

なお、当該分析結果は、適正配置の観点から関東・近畿以外の各ブロックにおける法科大学院の在り方を検討するために、現状に基づいて仮に行ったものである。強化策の指標の適用は、平成26年度を基準に適用することとしているために、強化策が実施される平成27年度以降に各法科大学院が該当する累計は当該分析結果と異なる可能性がある。

これによると、甲信越、四国、九州の各ブロックでは、第1類型及び第2類型Aに該当する法科大学院が1校も存在せず、極めて厳しい状況にある。

2-1-6 公的支援見直し基準の適用結果(関東・近畿以外のブロック)

	所在地	累積合格率	順位	H25定員充足率	H26定員	①合格率	②未修者	③充足率	④非法律 社会人	⑤適正配 置・夜間	合計	類型
北海道					105							
北海道	北海道	61.7	9位	78.8	80	12	8	8		4	32	第1
北海道	北海道	32.6	37位	32.0	25	昼夜開講	6	4	0	4	14	第2-C
東北					80							
東北	宮城	53.8	14位	43.8	50	12	4	0		4	20	第2-A
東北学院	宮城	20.0	58位	13.3	30	募集停止						
甲信越					68							
山梨学院	山梨	42.0	23位	26.7	30	6	8	0		4	18	第2-B
新潟	新潟	32.1	39位	25.0	20	6	8	0		4	18	第2-B
信州	長野	17.1	64位	55.6	18	募集停止	0	4	4	4	12	第2-C
北陸					25							
金沢	石川	39.5	29位	80.0	25	6	4	8		4	22	第2-A
東海					250							
愛知	愛知	61.2	10位	36.7	30	12	8	0		0	20	第2-A
名古屋	愛知	58.3	12位	90.0	70	12	8	8		0	28	第1
南山	愛知	42.3	21位	35.0	40	6	8	0		0	14	第2-C
中京	愛知	36.4	31位	36.0	25	6	4	0		0	10	第2-C
名城	愛知	31.1	40位	22.5	40	昼夜開講	6	4	0	4	14	第2-C
愛知学院	愛知	13.1	70位	32.0	25	0	0	0		0	0	第3
静岡	静岡	24.5	51位	40.0	20	6	4	0		4	14	第2-C
中国					143							
岡山	岡山	42.1	22位	55.6	45	6	8	4		4	22	第2-A
広島	広島	41.5	24位	56.3	48	6	8	4		4	22	第2-A
広島修道	広島	30.4	41位	30.0	30	6	4	0		4	14	第2-C
島根	島根	22.7	57位	10.0	20	募集停止					0	
四国					20							
香川	香川	23.0	56位	30.0	20	6	8	0		4	18	第2-B
愛媛	愛媛					連合					0	
九州					151							
九州	福岡	48.1	16位	71.4	50	6	4	4		0	14	第2-C
福岡	福岡	38.1	30位	23.3	20	6	4	0		0	10	第2-C
西南	福岡	25.6	49位	45.7	15	6	4	0		0	10	第2-C
久留米	福岡	18.9	61位	10.0	35	0	0	0		0	0	第3
熊本	熊本	28.7	43位	40.9	16	6	4	0		4	14	第2-C
鹿児島	鹿児島	11.7	72位	26.7	15	0	4	0		4	8	第3
沖縄					22							
琉球	沖縄	32.5	38位	63.6	22	6	8	4		4	22	第2-A

2 法科大学院の在り方

2-2 設置数・定員数の見直しの具体的提案

2-2-1 本提案の前提

(司法試験合格者数)

法科大学院の在り方(制度設計)に関する本提案は、司法試験合格者数を平成 26 年度より 1500 人以下とし更なる減員について継続して検討することを前提としている。

(当会パブリックコメントにおける意見の内容)

また、本提案は、平成 25 年 5 月 10 日付「パブリックコメント（「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」について）」において、当会が法科大学院に関して表明した次の意見の内容を前提としている。

- まずは、平成 24 年の適性試験受験実人数が 5967 人と平成 15 年の 16.80％にまで激減し、法科大学院制度は破綻寸前であるという危機意識を正面から打ち出すべきである。
- 法科大学院修了を司法試験受験資格の要件とする現行法を維持するのであれば、早急に司法試験合格者数に応じて法科大学院の入学定員を相当数削減する措置を講じるべきである。
- 入学定員減員措置を講じるにあたっては、全国適正配置の理念に基づき地方の小規模法科大学院を存続させるための措置も併せて講じるべきである。

(本提案の試み)

本提案は、修了者に司法試験受験資格を認める法科大学院の選定とその入学定員数の在り方について、平成 27 年度からの施行を前提として、法曹養成制度顧問会議及び法曹養成制度改革推進室における具体的検討を促すために、具体的提案を試みるものである。

2 法科大学院の在り方

2-2 設置数・定員数の見直しの具体的提案

2-2-2 法的措置の具体的内容

法曹養成制度改革関係閣僚会議決定では、文部科学省等による施策の進展状況等を見つつ、一定期間内に組織見直しが進まないときは、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとし、法的措置の具体的な制度の在り方について閣僚会議において 2 年以内に検討し結論を得るとする。

本提案では、修了者に司法試験受験資格を認める法科大学院の設置数・定員数の見直しを実行するための法的措置として、司法試験法を改正することを前提としている。

具体的には、司法試験法第 4 条 1 項を、「別途法令で定める」法科大学院の課程を修了した者と改正し、法令において修了者に司法試験受験資格を認める法科大学院とその定数を新たに定めることを前提としている。

2-2-2-1 専門職大学院

法科大学院は、学校教育法第 99 条 2 項に定める専門職大学院であり、専門職大学院設置基準（平成 15 年 3 月 31 日文部科学省令第 16 号）に基づき設置されたものである。

専門職大学院は、高度専門職業人の養成に目的を特化した課程として平成 15 年度に創設された制度で、法科、会計、経営（ビジネス・MOT）、公共政策、知的財産、教職などの分野において設置されており、設置数（平成 25 年 7 月 4 日現在）は合計で 178 大学（182 専攻）である。法科大学院は 73 校で専門職大学院の 41%を占めている。

2-2-2-2 専門職大学院と資格試験との関係

専門職大学院の課程を修了した者には専門職学位が授与されるが、課程修了と当該専門分野における資格試験との関係については、学校教育法上も専門職大学院設置基準上も定めはなく、当該資格試験について定める法律によりそれぞれ取扱いが異なっている。

資格試験との関係を有する専門職大学院は、法科（司法試験）、会計（公認会計士試験）、知的財産（弁理士試験）、臨床心理（臨床心理士試験）、その他技術系（技術士試験など）であるが、法科以外では、臨床心理士試験が専門職大学院修了者のほか第 1 種指定大学院修了者、第 2 種指定大学院修了者、医師免許取得者及び諸外国で第 1 種又は第 3 種指定大学院以上の教育歴を有する者に受験資格を制限しているだけで、その他は単に試験科目を一部免除しているだけである。

法科大学院の課程を修了した者に、その修了の日後の最初の 4 月 1 日から 5 年を経過するまでの期間において 3 回の範囲内で司法試験の受験資格が認められているのは、司法試験法第 4 条においてその旨定めているからである。

いかなる者にいかなる範囲で司法試験の受験資格を認めるかは専ら司法試験法上における政策の問題であり、専門職法科大学院である法科大学院の設置運営とは直接の関係はない。

法科大学院修了者に単に旧司法試験における大学一般教養課程修了者と同様 1 次試験を免除するか（教職法科大学院）、法科大学院修了者に短答式試験の一部科目を免除するか（会計専門職大学院）等は、司法試験の制度設計の問題にすぎない。

2-2-2-1 専門職大学院

	設置数	入学定員	学位
法科	73	4261	法務博士(専門職)
会計	16	915	会計修士(専門職)等
経営	33	2483	経営修士(専門職)等
公共政策	8	375	公共政策修士(専門職)等
知的財産	3	140	知的財産修士(専門職)
公衆衛生	4	104	公衆衛生学修士(専門職)等
臨床心理	6	130	臨床心理修士(専門職)
教職	25	815	教職修士(専門職)
その他	14	735	
合計	182	9958	

2-2-2-2 専門職大学院と資格試験の関係

法科大学院	法科大学院修了者のみに受験資格を制限(予備試験を除く)
会計専門職大学院	公認会計士試験科目の一部(1次3科目)免除
知的財産専門職大学院	弁理士試験科目一部免除
臨床心理専門職大学院	臨床心理士試験の一部(1次試験論文)免除
その他	技術士試験の一部免除など

2 法科大学院の在り方

2-2 設置数・定員数の見直しの具体的提案

2-2-3 見直しの際のポイント

修了者に司法試験受験資格を与える法科大学院の設置数・定員数の見直しは、次のポイントに従って行うべきである。

(累積合格率に基づく配分)

- ① 司法試験年間合格者数が 1500 人以下となることを前提として、法科大学院終了者の司法試験累積合格率が 90%以上となるように設計する（本提案では便宜上司法試験合格者数を 1500 人と設定する。）。
- ② 予備試験の現状及び将来推計を踏まえた上で、予備試験合格者としての資格に基づく司法試験受験者が相当数存在することを前提として入学定員数を設計する。
- ③ 1 法科大学院につき修了者に司法試験受験資格を認める最大定員数を 150 人とする。
- ④ 上記①及び②に従って算出された法科大学院入学定員総数について、司法試験累積合格率の上位から定数を配分する。ただし、現定員が最大定員 150 人に満たない場合には、現定員を配分することとする。

(適正配置に基づく配分調整)

- ⑤ 上記配分の結果、1 校も配分を受けないブロックが存在する場合、適正配置の見地から、当該ブロックに最低定員を配分する。
- ⑥ 最低定員の配分を受けたブロックに法科大学院が複数校存在する場合、当該ブロックにおいて司法試験累積合格率が最も高い法科大学院を中心として、当該ブロック内の全法科大学院を構成員とする協議会を設置し、適正配置の趣旨に則って当該ブロックにおける最低定員の法曹養成にもっとも適した在り方を決定する。

2 法科大学院の在り方

2-2 設置数・定員数の見直しの具体的提案

2-2-4 入学定員の総数（ポイント①）

2-2-4-1 累積合格率

法科大学院において2年間または3年間の高度な法曹養成を行い、養成課程を修了した大部分の者に対して司法修習を行うというように、法曹志願者に対する継続的段階的な法曹養成が制度的に確保されなければ、法科大学院を中核としたプロセスとしての法曹養成は、制度として機能しない。

そのため、法科大学院修了者の司法試験累積合格率は90%以上でなければならない。

2-2-4-2 司法試験累積合格率シミュレーション

年間の司法試験合格者数を1500人と設定した場合の法科大学院修了者数と累積合格率の関係については、法曹養成制度検討会議第4回・資料3-資料7「法科大学院の修了者数と累積合格率のシミュレーション」、同第5回・資料2-2「現状の入学者数の水準（H24年度3, 150人）を基にした司法試験累積合格率のシミュレーション」などで検討されている。

司法試験年間1500人合格で累積合格率を90%とした場合の法科大学院修了者数は1666人と推計されている。

本提案では、当該シミュレーションを前提とし、便宜的に法科大学院入学者の全員が法科大学院を修了すると仮定して、法科大学院修了の資格に基づく受験者の合格者数1500人に対する法科大学院修了者数1666人の割合＝1.1107により、法科大学院修了者数＝法科大学院入学定員を算出する。

2-2-4-1 累積合格率別に見た法科大学院の修了者数シミュレーション

検討会議第4回・資料3-7・年間1500人合格

累積合格率	50%	60%	70%	80%	90%
修了者数	3000	2500	2142	1875	1666

- ※ 修了者・不合格者は直後の司法試験を全員受験するものとする。
- ※ 修了1年目・2年目・3年目の単年合格率は一定で推移するものとする。
- ※ 予備試験合格を受験資格とする者は考慮しない。

2-2-4-2 単年合格率と累積合格率の関係(シミュレーション)

◀ 参考: 第4回検討会議・資料3-7

- ① 全ての法科大学院修了生が終了直後の司法試験を受験し、不合格者は翌年の司法試験を受験するものとする
- ② 修了1年目から5年目までの合格率は、H24司法試験実績に基づく割合で算出する。
H24司法試験合格率: 修了1年目=32.9%、修了2年目=27.7%、修了3年目=23.4%、4年目=7.9%、5年目=5.8%

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
1.00	0.84	0.71	0.24	0.18

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
	1回目			2回目			3回目			4回目		
修了者	受験者	合格率	合格者	受験者	合格率	合格者	受験者	合格率	合格者	受験者	合格率	合格者
		適宜設定	B×C	B－D	C×0.84	E×F	E－G	C×0.71	H×J	H－J	C×0.24	K×M
800	800	0.59	472	328	0.50	163	165	0.42	86	79	0.14	11
900	900	0.59	531	369	0.50	183	186	0.42	97	89	0.14	13
1000	1000	0.59	590	410	0.50	203	207	0.42	108	99	0.14	14
1100	1100	0.59	649	451	0.50	224	227	0.42	118	109	0.14	15
1200	1200	0.59	708	492	0.50	244	248	0.42	129	119	0.14	17
1300	1300	0.59	767	533	0.50	264	269	0.42	140	129	0.14	18
1400	1400	0.59	826	574	0.50	284	290	0.42	151	139	0.14	20
1500	1500	0.59	885	615	0.50	305	310	0.42	161	149	0.14	21
	N	O	P	Q	R	S	T	U				
	5回目			単年ベース			累積ベース					
	受験者	合格率	合格者	全受験者	全合格者	合格率	全合格者	合格率				
	K－M	C×0.18	N×O			R/Q						
	68	0.11	7	1441	739	51.3%	739	0.92				
	77	0.11	8	1621	831	51.3%	831	0.92				
	85	0.11	9	1801	924	51.3%	924	0.92				
	94	0.11	10	1981	1016	51.3%	1016	0.92				
	102	0.11	11	2162	1109	51.3%	1109	0.92				
	111	0.11	12	2342	1201	51.3%	1201	0.92				
	119	0.11	13	2522	1293	51.3%	1293	0.92				
	128	0.11	14	2702	1386	51.3%	1386	0.92				

2 法科大学院の在り方

2-2 設置数・定員数の見直しの具体的提案

2-2-5 予備試験合格者枠（ポイント②）

（予備試験の現状）

予備試験の現状については「1-3-2 予備試験志願者数」を参照。

（予備試験合格者数の予測）

平成 23 年度予備試験最終合格者数 116 人のうち、司法試験受験者は 85 人（受験率 73%）、司法試験合格者は 58 人（合格率 68.24%）である。

平成 24 年度予備試験最終合格者数 219 人のうち、司法試験受験者は 167 人（受験率 76%）、司法試験合格者は 120 人（合格率 71.86%）であった。

平成 25 年度は最終合格者が 351 人であり、受験率・合格率が平成 24 年度と同じと仮定すると、平成 26 年度司法試験合格者数は 193 人と推計される。

現状では法科大学院志願者数の減少と予備試験志願者数の増加の傾向は続くと考えられる。

司法試験における法科大学院修了者の平均合格率と予備試験合格者の合格率の乖離の大きさからすると、平成 21 年閣議決定や与党提言の趣旨に従い予備試験合格者数は相当程度増加すると思われる（予備試験論文試験で平均点以上の累計は平成 24 年度で 792 人、平成 25 年度で 955 人）。そのため、予備試験合格者が司法試験に合格する数は平成 26 年度司法試験での推計合格者数を下限として相当数増加することが見込まれる。

他方で、早急に法科大学院の設置数・定員数の抜本的見直しを敢行することで法科大学院修了者の水準の向上も期待できる。

そこで、予備試験合格に基づく受験資格者の司法試験合格枠を 200 人～400 人と設定する。

そうすると、法科大学院入学定員総数は、

$$(1500 - 400) \times 1.1107 = 1221.77 \text{ (1222 人)}$$

$$(1500 - 200) \times 1.1107 = 1443.91 \text{ (1444 人)}$$

となる。

2-2-5 予備試験合格者枠

	H23	H24	前年度比	H25	前年度比	対H24比
出願者数	8,971	9,118	102	11,255	123	125
受験者数	6,477	7,183	111	9,224	128	142
短答合格者数	1,339	1,711	128	2,017	118	151
論文合格者数	123	233	189	381	164	310
最終合格者数	116	219	189	351	160	303
司法試験受験者	85	167	196	268	160	315
受験率	73%	76%				
司法試験合格者	58	120	207	193	161	333
司法試験合格率	68.24%	71.86%				
平均合格率	25.06%	26.77%				
論文平均クリア数	658	792		955		

※H25の最終合格者数に(H24の司法試験受験者/最終合格者) = 0.7255をかけたもの

※H25の司法試験受験者数(予測)にH24司法試験合格率をかけたもの

2-2-5 予備試験に関する提言等

平成21年3月31日司法改革推進のための3か年計画(再改訂)・閣議決定

- 予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者と比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的考慮を行う。

法曹養成制度検討会議・最終取りまとめ

- 引き続き、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度を見直す必要があるかどうかを検討すべきであり、新たな検討体制において、2年以内に検討して結論を得るべきである。

九弁連・パブリックコメント

- 予備試験受験者と実際の法科大学院修了者を公平に扱うためには、予備試験の合否判定は、純粋に、現実の法科大学院修了者と同等の学力を有しているかどうかを基準として判断しなければならない。

自民党司法制度調査会・中間提言

- 予備試験における教養試験および口述試験の必要性や在り方を検討するとともに、予備試験合格者の最終合格率が法科大学院修了者の合格率と同程度となるように改善することを提言する。
 - 予備試験は、経済的理由などで法科大学院に通うことができない者たちの夢を守るための重要な制度であり、閣議決定においても法科大学院修了者と同等のレベルとなることを想定していた。
 - 予備試験の拡大は法科大学院の存在と矛盾する、との指摘もあったが、本来、法曹養成は司法の充実という観点から検討されるべきである。

公明党・プロジェクトチーム・中間提言

- 今年度の予備試験及び司法試験の実施状況を踏まえ、速やかに、予備試験を制度趣旨に沿ったものに改めるため、受験資格の制限や試験内容の見直し等について検討すべきである。

法曹養成と法曹人口を考える国会議員の会

- 現状では、予備試験合格者の合格率は法科大学院修了者の合格率をはるかに上回っていることから、予備試験を経由する者の方が明らかに不利益に扱われている。このような不公平は直ちに是正されるべきである。
- 現在の司法試験言い無きの決定する予備試験合格者に対しては、法科大学院修了者の基準をはるかに上回る能力が求められており、「違法状態」にあるといえる。速やかに改善されるべきである。

平成25年7月15日閣議決定

- 予備試験の在り方を検討し、結論を得る(2年以内)

2 法科大学院の在り方

2-2 設置数・定員数の見直しの具体的提案

2-2-6 司法試験累積合格率上位校への配分

2-2-6-1 累積合格率上位校

累積合格率上位校は、右ページの「2-2-6-1 累積合格率上位校」のとおりである。

2-2-6-2 最大定員 150 人ルール

(適正規模)

一つの法科大学院の適正定員の規模については第 5 回法曹養成制度検討会議等において議論されているところであり、法科大学院制度を維持するために抜本的改革・見直しを行うという見地から真に質の高い法曹養成を行える環境を整備するためには本来 100 人以下が望ましい。

韓国の法科大学院制度では、最大定員 150 人は、従来年間合格者を 300 人輩出していたソウル大学だけであり、その他は定員 120 人以下に抑えられている。

本提案では、仮に法科大学院の最大定員を 150 人と設定した場合の試案を示すこととする。法曹養成制度改革推進室及び法曹養成制度改革顧問会議では、最大定員を 100 人とする場合など、最大定員を 150 人以下とする場合についても検討すべきである。

(最大定員ルールの適用結果)

最大定員 150 人ルールを適用した場合の累積合格率上位校の定員は右の「2-2-6-1 累積合格率上位校」の「改正定員」のとおりである。

上位 10 校の改正定員の累計は 967 人となる。

上位 15 校の改正定員の累計は 1377 人である。

	ブロック	H26定員予定	定員累積	改正定員	定員削減数	累積	残り枠
1	一橋 関東	85	85	85	0	85	
2	東京 関東	240	325	150	90	235	
3	慶応 関東	230	555	150	80	385	
4	京都 近畿	160	715	150	10	535	
5	神戸 近畿	80	795	80	0	615	
6	中央 関東	270	1,065	150	120	765	
7	千葉 関東	40	1,105	40	0	805	
8	首都 関東	52	1,157	52	0	857	
9	北海道 北海道	80	1,237	80	0	937	
10	愛知 東海	30	1,267	30	0	967	499
11	大阪 近畿	80	1,347	80	0	1,047	419
12	名古屋 東海	70	1,417	70	0	1,117	349
13	早稲田 関東	270	1,687	150	120	1,267	199
14	東北 東北	50	1,737	50	0	1,317	149
15	大阪市立 近畿	60	1,797	60	0	1,377	89

2-2-6-2 韓国法科大学院の定員等

総入学定員	2000
設置数	25
国私別	国立 10 私立 15
地域別	ソウル圏 12 地方 13
各別定員	最大 150 最小 40
定員数別	100人以上 10 100人未満 15

※ 年間合格者300人を輩出していたソウル大のみ

2 法科大学院の在り方

2-2 設置数・定員数の見直しの具体的提案

2-2-7 適正配置

2-2-7-1 ブロック別の設置数・定員の分析

(ブロック分けの基準)

ブロック分けの基準については、法曹養成制度検討会議および法曹養成制度改革顧問会議での検討の際に前提となっている基準に従うこととする（詳細は、顧問会議・参考資料3・目次7「法科大学院の設置状況」参照）。

(設置数・定員の現状)

ブロック別の設置数及び定員数の現状は、右ページの「Ⅰ. 設置数・定員の現状」欄のとおりである。関東29校（41.4%）と近畿13校（18.6%）に集中し、北陸及び沖縄は1校であるが、各ブロックとも最低1校は設置されている状況である。

(合格率ルール・上位10校)

最大定員150人とした場合の累積合格率上位10校のブロック毎の分布状況は、右ページの「Ⅲ. 合格率ルール・10校」欄のとおりである。

関東・近畿以外では、北海道1校と東海1校だけで、東北、甲信越、北陸、中国、四国、九州、沖縄の7つのブロックは0校となる。

上位10校の累積定員数は967人であるから、残り枠は、

$$1222 \text{ 人} - 967 \text{ 人} = 255 \text{ 人} \sim 1444 \text{ 人} - 967 \text{ 人} = 477 \text{ 人}$$

となる。

(合格率ルール・上位15校)

最大定員150人とした場合の累積合格率上位15校のブロック毎の分布状況は、右ページの「Ⅳ. 合格率ルール・15校」欄のとおりである。

関東・近畿以外では、北海道1校、東北1校、東海2校で、甲信越、北陸、中国、四国、九州、沖縄の6つのブロックは0校となる。

上位15校の累積定員数は1377人であるから、残り枠は、

$$1222 \text{ 人} - 1377 \text{ 人} = \blacktriangle 155 (0) \text{ 人} \sim 1444 \text{ 人} - 1377 \text{ 人} = 67 \text{ 人}$$

となる。

2-2-7-1 ブロック別の設置数・定員の分析

	関東	近畿	北海道	東北	甲信越	北陸	東海	中国	四国	九州	沖縄	合計
I。設置数・定員の現状												
設置数	29	13	2	2	3	1	7	4	2	6	1	70
定員合計	2171	809	105	50	58	25	235	143	20	171	22	3809
1666/3809 (0.4374)	950	354	46	22	25	11	103	63	9	75	10	
II。累積合格率上位10校												
設置数	6	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	10
削減数	23	11	1	2	3	1	6	4	2	6	1	60
定員合計	917	240	80	0	0	0	30	0	0	0	0	1267
削減数	1254	569	25	50	58	25	205	143	20	171	22	2542
III。合格率ルール・10校												
設置数	6	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	10
削減数	23	11	1	2	3	1	6	4	2	6	1	60
定員合計	627	230	80	0	0	0	30	0	0	0	0	967
削減数	1544	579	25	50	58	25	205	143	20	171	22	2842
IV。合格率ルール・15校												
設置数	7	4	1	1	0	0	2	0	0	0	0	15
削減数	22	9	1	1	3	1	5	4	2	6	1	55
定員合計	777	370	80	50	0	0	100	0	0	0	0	1377
削減数	1394	439	25	0	58	25	135	143	20	171	22	2432

2 法科大学院の在り方

2-2 設置数・定員数の見直しの具体的提案

2-2-7 適正配置

2-2-7-2 最低ブロック定員枠

(適正配置の重要性)

適正配置が重要であることは、法曹養成制度検討会議及び法曹養成制度顧問会議において確認されており、検討会議の最終取りまとめにおいても、「法科大学院の地域的配置や夜間開講等の特性を有する法科大学院に対する配慮についても検討が必要である。」と指摘されているところである。

(適正配置の単位)

都道府県が重要な行政単位として機能していることから、各都道府県に最低 1 つの法科大学院を設置するということも考えられるが、現実的ではなく、現に九州においても、佐賀、長崎、大分、宮崎には法科大学院は存在しない。

道州制特区推進法、司法制度調査会「道州制の在り方に関する答申」、国土交通省・国土形成計画等にみられるようにブロック単位での行政の在り方が検討され、ブロック経済圏が一定程度機能している現状において、法科大学院制度における地域適正配置はブロック単位で考慮することが現実的かつ妥当である。

(適正配置の適正規模)

各ブロックにおける最低確保定員数は、当該ブロック内において最も累積合格率が高い法科大学院の現在の定員とする。

ただし、その定員数が 50 人を超える時は、最低確保定員数を 50 人と設定する。

(ブロック内での適正配置の在り方)

ブロック最低定員 50 人についてブロック内の適正配置の観点からどのように制度設計をするかは、ブロック毎の事情により一律ではない。ブロック内における最も有効かつ効果的な法曹養成の在り方について、各ブロック内における法科大学院、地方自治体、法曹、経済団体等の関係団体において協議をすることが不可欠である。

そこで、法科大学院を主として当該関係団体を構成員とするブロック協議会を設置し協議した上で、ブロック最低定員 50 人を前提とした当該ブロックにおける法科大学院の在り方を決定することとする。

2 法科大学院の在り方

2-2 設置数・定員数の見直しの具体的提案

2-2-8 ブロック最低定員の配分結果

2-2-8-1 上位 15 校ルール適用結果

「2-2-7-1 ブロック別の設置数・定員数の分析」で検討したとおり、(合格率ルール・上位 15 校)を適用すると、甲信越、北陸、中国、四国、九州、沖縄の 6 つのブロックは 0 校となる。

各ブロックにおけるブロック確保定員の基準となる最も累積合格率が高い法科大学院は、「2-2-5-1 合格枠ルール 15 校の場合」の「定員基準校」の欄のとおりである。

九州ブロックにおける九州大学は、平成 26 年度予定定員が 70 人と 50 人を超えることから、九州ブロックにおける確保定員は 50 人となる。

他の 5 ブロックは、定員基準校の平成 26 年度予定定員が 50 人以下であることから、基準校の定員がブロック確保定員となる。

その結果は、「最大定員 50」欄のとおりであるが、この場合、入学総定員が 1569 人となり、予備試験枠が 97 人と最低限である 200 人を下回る結果となる。

したがって、累積合格率上位 15 校ルールは採用せず、累積合格率上位 10 校ルールを採用することとする。

2-2-8-2 上位 10 校ルール適用結果

(原則)

累積合格率上位 10 校ルールとブロック確保枠ルールを適用した結果は、右の「2-2-5-2 合格枠ルール・10 校の場合」のとおりである。

東北、北陸、四国の 3 ブロックについては法科大学院が 1 校しか存在しないことから当該法科大学院が採用されることとなり、甲信越、中国、九州の 3 ブロックについては、ブロック協議会において各定員数内でのブロックにおける法科大学院のあり方を協議することとなる。

法科大学院の入学総定員は 1219 人となり、予備試験枠は 447 人となる。

この場合、予備試験枠(200～400 人)の上限を 47 人を超えることとなる。

(修正)

そこで、ブロック確保枠ルールの適用を受けないブロックについては、上位 11 位以上 15 位以下の法科大学院が存在する場合、ブロック内の法科大学院が 3 校に満つるまで上位の法科大学院を平成 26 年度予定定員において採用することとする。

ブロック確保枠ルールの適用を受けないブロックは、関東、近畿、北海道、東海の 4 ブロックであるが、この内、累積合格率上位 10 校ルールの適用結果は関東 6、近畿 2、北海道 1、東海 1 であり、関東が除外され、近畿、北海道、東海の 3 ブロックとなる。

「2-2-6-1 累積合格率上位校」において、11 位以上 15 位以下の法科大学院 5 校について、ブロック内の法科大学院が 3 校に満つるまで上位の法科大学院を平成 26 年度予定定員において採用した結果は、右の「2-2-5-2 合格枠ルール・10 校の場合」の修正欄のとおりである。

この場合、予備試験枠は 332 人となる。

2-2-8-1 合格枠ルール・15校の場合

定員基準校					山梨学院	金沢		岡山	香川	九州	琉球	
26定員予定					30	25		45	20	70	22	
最大定員50					30	25		30	20	30	22	157
	関東	近畿	北海道	東北	甲信越	北陸	東海	中国	四国	九州	沖縄	
設置数	7	4	1	1	協議	1	2	協議	1	協議	1	
定員数	777	370	80	50	30	25	100	45	20	50	22	1569
予備試験枠＝												97

2-2-8-2 合格率ルール・10校の場合

原則												
定員基準校					東北	山梨学院	金沢		岡山	香川	九州	琉球
26定員予定					50	30	25		45	20	70	22
最大定員50	50	25	50	30	25	50	45	20	50	22	367	
	関東	近畿	北海道	東北	甲信越	北陸	東海	中国	四国	九州	沖縄	
設置数	6	2	1	1	協議	1	1	協議	1	協議	1	
定員数	627	240	80	50	30	25	30	45	20	50	22	1219
予備試験枠＝												447
修正												
定員基準校	大阪	北海学園	東北	山梨学院	金沢	名古屋	岡山	香川	九州	琉球		
26定員予定	80	25	50	30	25	70	45	20	70	22		
最大定員50	50	25	50	30	25	50	45	20	50	22	367	
	関東	近畿	北海道	東北	甲信越	北陸	東海	中国	四国	九州	沖縄	
設置数	6	3	2	1	協議	1	2	協議	1	協議	1	
定員数	627	280	105	50	30	25	80	45	20	50	22	1334
予備試験枠＝												332